

<使用開始日>
2014年10月11日

マイストーリー分配型（年6回）

Aコース/Bコース

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書（交付目論見書）】

マイストーリー

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	内外	資産複合	その他資産 ^(注)	年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ [®]	あり (フルヘッジ)
Bコース								なし

(注) (投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成26年8月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:21兆6670億円(平成26年7月31日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうマイストーリー分配型(年6回)Aコース/Bコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年10月10日に関東財務局長に提出しており、平成26年10月11日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時

★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>

★携帯サイト★(基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行いません。

ファンドの特色

■主要投資対象

世界の債券[※]を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

※国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債）を含みます。

■投資方針

●世界の債券、国内の株式および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲイン（利子・配当等収益）と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行いません。

◆Aコース、Bコースが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

Aコース 為替ヘッジ付き	Bコース 為替ヘッジなし
<ul style="list-style-type: none"> ●実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。 ●実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。 ●上記に類するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ●実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。 ●上記に類するもの。

●野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（NFR&T）に、運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが優れていると判断した指定投資信託証券[※]の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行いません。

※指定投資信託証券とは、後述の追加的記載事項に記載する投資信託証券を指します。

委託する範囲	投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
委託先名称	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
委託先所在地	東京都 中央区

◆指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行いません。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券等が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

- 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
 - ◆ 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね25%程度となることを目途とします。
 - ◆ 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね30%~45%程度となることを目途とします。
- 資産クラスもしくは債券の種別毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

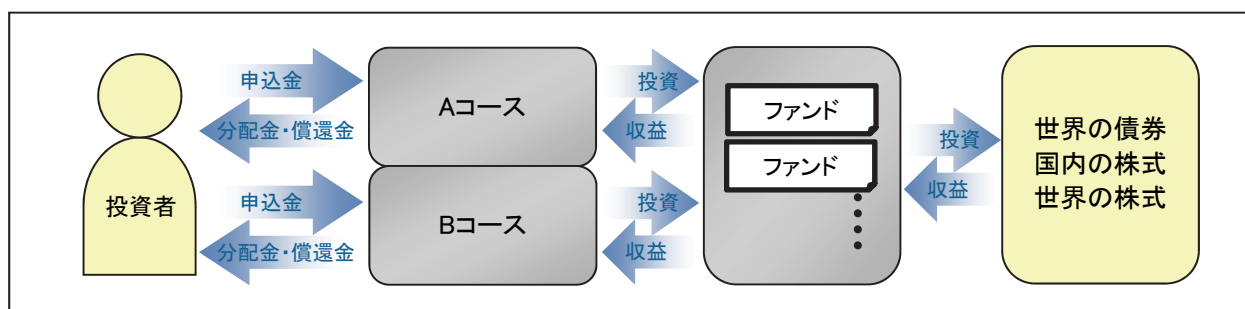
資産クラス・債券種別	指数	比率
国内株式	東証株価指数 (TOPIX)	17.0%
外国株式	MSCI KOKUSAIインデックス	8.0%
米国債券	バークレイズ・米国総合インデックス	7.5%
欧州債券	バークレイズ・汎欧州総合インデックス	22.5%
豪州債券	バークレイズ・オーストラリア総合インデックス	7.5%
ハイ・イールド債	BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス	18.75%
エマージング・マーケット債	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルおよびJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドを80%:20%の比率で委託会社が独自に合成した指数	18.75%

- * Aコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数を用います。
- * Bコースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が円換算した指数を用います。

■ 指数の著作権等について ■

MSCI KOKUSAIインデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。
 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■分配の方針

原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

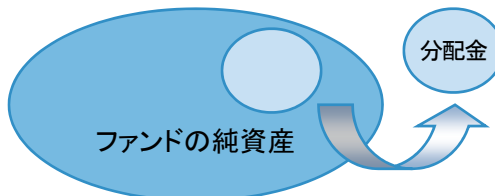
ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。



* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



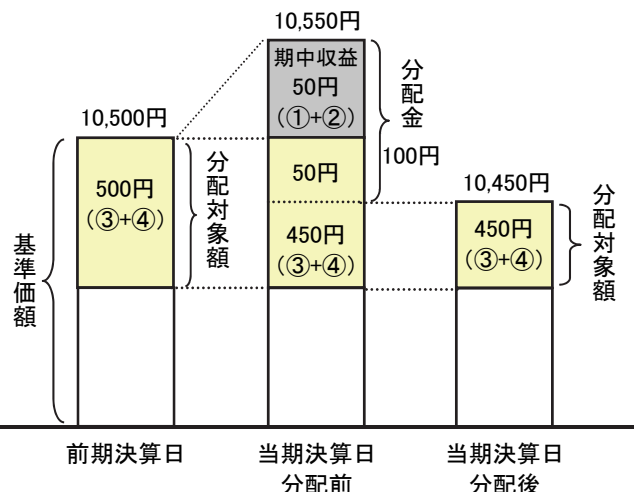
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

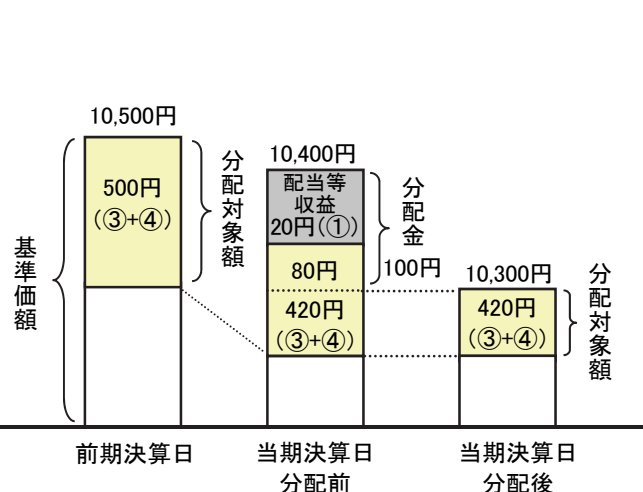
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

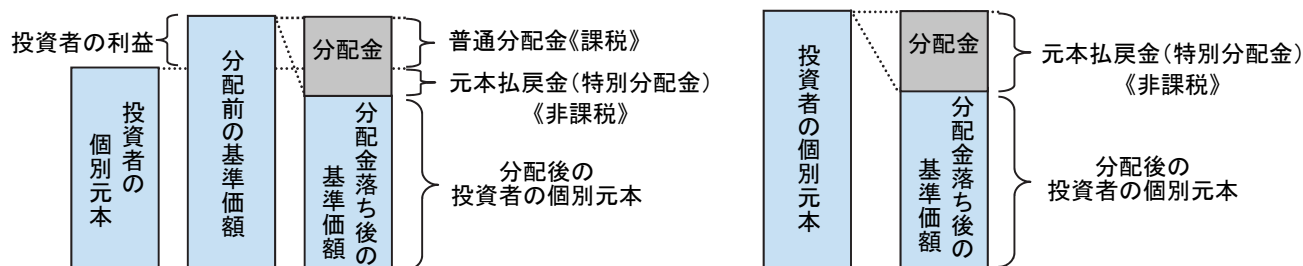


前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。



※投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	<p>ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。</p>
債券価格変動リスク	<p>債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。</p> <p>ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。</p> <p>ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。</p>
為替変動リスク	<p>「Bコース」が投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。</p> <p>「Aコース」が投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りませんが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります。それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることとなります。</p>

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

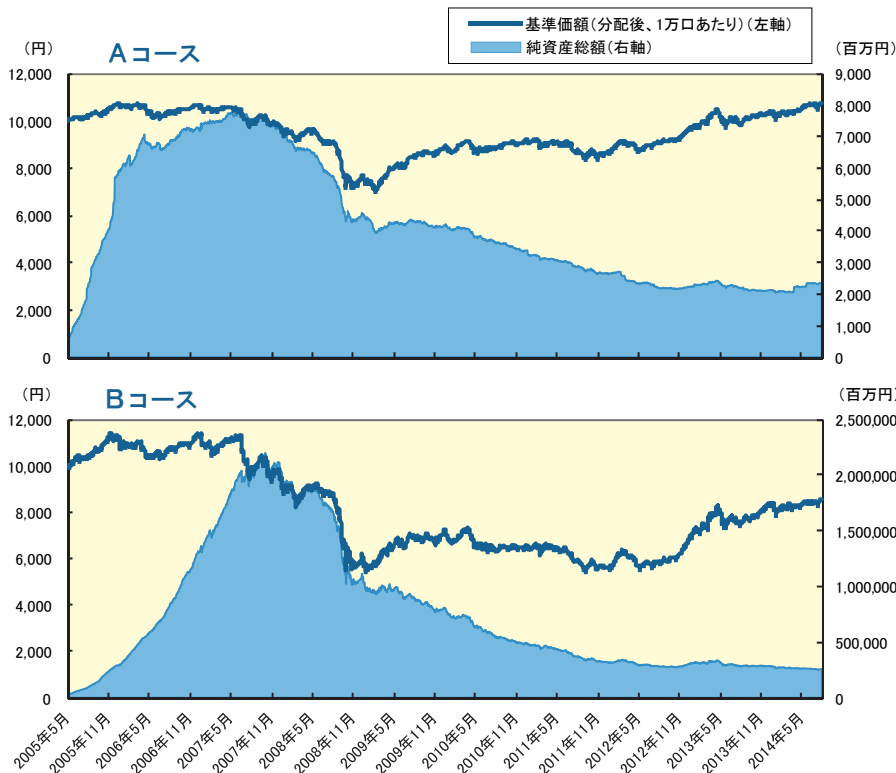
●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2014年8月29日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース	
2014年7月	30 円
2014年5月	30 円
2014年3月	30 円
2014年1月	30 円
2013年11月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	2,442 円

Bコース	
2014年7月	30 円
2014年5月	30 円
2014年3月	30 円
2014年1月	30 円
2013年11月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	5,074 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

Aコース

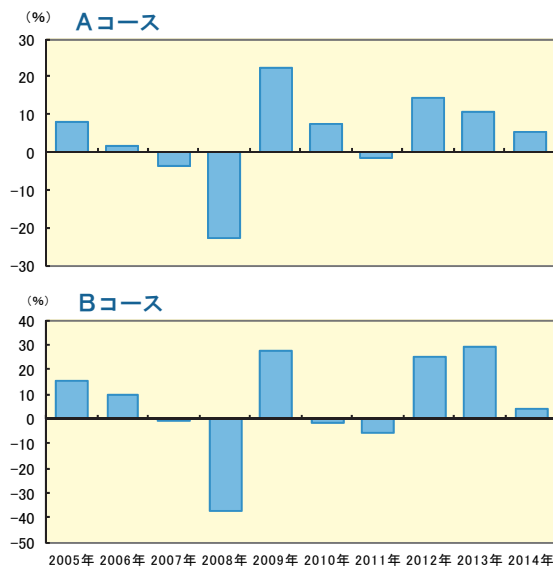
順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております(1,2,4,8,10位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FC	10.6
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFC	7.3
3	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC	6.3
4	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FC	5.9
5	野村エマージング債券ファンドFC	4.7
6	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC	4.0
7	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FC	3.9
8	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FC	3.8
9	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFC	3.7
10	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFC	3.5

Bコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております(1,2,4,7,10位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FD	10.7
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD	7.5
3	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD	6.3
4	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FD	6.1
5	野村エマージング債券ファンドFD	4.8
6	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD	4.0
7	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FD	3.9
8	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FD	3.9
9	ノムラ・AMP豪州債券ファンドFD	3.7
10	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD	3.5

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- 2005年は設定日(2005年5月30日)から年末までの収益率。
- 2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
(原則、購入後に購入コースの変更はできません。)		
購 入 価 額	購入申込日の翌々営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購 入 に 際 して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。	
換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
購 入 の 申 込 期 間	平成26年10月11日から平成27年10月9日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換 金 制 限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。	
ス イ ッ チ ン グ	「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)	
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「ニューヨーク証券取引所」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。	
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信 託 期 間	無期限 (平成17年5月30日設定)	
繰 上 償 還	各ファンドにつき、受益権口数が50億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決 算 日	原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の20日(休業日の場合は翌営業日)	
収 益 分 配	年6回の決算時に分配を行いません。(再投資可能)	
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、3兆円	
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。	
運 用 報 告 書	1月、7月のファンドの決算時、償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、知れている受益者に交付します。	

課税関係

課税上は、株式投資信託として取扱われます。
 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 2.16%(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	換金時に、基準価額に 0.25% の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンドの純資産総額 (「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額)</th> <th>500億円以下 の部分</th> <th>500億円超 の部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託報酬率</td> <td colspan="2">年0.8208%(税抜年0.76%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.35%</td> <td>年0.36%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.38%</td> <td>年0.38%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>年0.02%</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担※</td> <td colspan="2">年1.50%±年0.15% 程度 (税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について、NFR&Tが算出したものです。この値は、平成26年10月10日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。</p> <p>【運用の委託先の報酬】 運用の委託先であるNFR&Tが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年1月および7月における信託報酬支払いのときならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、以下の率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均純資産総額</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円以下の部分</td> <td>年0.21%</td> </tr> <tr> <td>500億円超の部分</td> <td>年0.22%</td> </tr> </tbody> </table>			ファンドの純資産総額 (「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額)	500億円以下 の部分	500億円超 の部分	信託報酬率	年0.8208%(税抜年0.76%)		配分 (税抜)	委託会社	年0.35%	年0.36%	販売会社	年0.38%	年0.38%	受託会社	年0.03%	年0.02%	実質的な負担※	年1.50%±年0.15% 程度 (税込)		平均純資産総額	率	500億円以下の部分	年0.21%	500億円超の部分	年0.22%
	ファンドの純資産総額 (「Aコース」「Bコース」合算の純資産総額)	500億円以下 の部分	500億円超 の部分																									
信託報酬率	年0.8208%(税抜年0.76%)																											
配分 (税抜)	委託会社	年0.35%	年0.36%																									
	販売会社	年0.38%	年0.38%																									
	受託会社	年0.03%	年0.02%																									
実質的な負担※	年1.50%±年0.15% 程度 (税込)																											
平均純資産総額	率																											
500億円以下の部分	年0.21%																											
500億円超の部分	年0.22%																											
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ファンドに関する租税、監査費用 等 																											

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記は平成26年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

● 指定投資信託証券について

平成26年10月10日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。
以下のファンドには、当ファンドの指定投資信託証券を選択するNFR&Tが投資顧問会社となり、同社が選定した運用会社を副投資顧問会社とする外国籍投資信託が含まれます。

1	ファンド名	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
2	ファンド名	リサーチ・アクティブ・オープンF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
3	ファンド名	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
4	ファンド名	野村RAFI®日本株投信F(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 わが国の株式
5	ファンド名	JPMジャパン50・オープンF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 日本の株式
6	ファンド名	フィデリティ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)
	委託会社 実質的な主要投資対象	フィデリティ投信株式会社 わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式
7	ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信F(適格機関投資家専用)
	委託会社 マザーファンドの運用の委託先 実質的な主要投資対象	アライアンス・バーンスタイン株式会社 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド わが国の株式
8	ファンド名	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)
	委託会社 マザーファンドの運用の委託先 実質的な主要投資対象	キャピタル・インターナショナル株式会社 キャピタル・インターナショナル・インク わが国の株式
9	ファンド名	野村海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社 マザーファンドの運用の委託先 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー* 日本を除く世界主要先進国の株式 * ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにおける持ち株会社化に伴い、2015年1月1日より、マザーファンドの投資顧問業務は事業運営子会社に引き継がれる予定です。
10	ファンド名	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社 マザーファンドの運用の委託先 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー 日本を除く先進国の株式
11	ファンド名	ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社 マザーファンドの運用の委託先 実質的な主要投資対象	野村アセットマネジメント株式会社 コロンビア・マネージメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー 米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)

12	ファンド名	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	シュローダー・インベストメント・マネジメント(シンガポール)リミテッド
	実質的な主要投資対象	香港(香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。)、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式
13	ファンド名	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
	F、FB、マザーファンドの運用の委託先	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)
	実質的な主要投資対象	米国株式の個別銘柄
14	ファンド名	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド
	実質的な主要投資対象	欧州の取引所に上場されている株式等
15	ファンド名	UBS海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界各国の株式
16	ファンド名	MFS欧州株ファンドF/FB(適格機関投資家専用)
	委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
	F、マザーファンドの運用の委託先	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
	実質的な主要投資対象	欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式
17	ファンド名	NFR&Tマルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株FC/FD(外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
	副投資顧問会社*	Manning & Napier Advisors, Inc.
	受託会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
	主要投資対象	米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)
18	ファンド名	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)
19	ファンド名	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド
実質的な主要投資対象	日本を除く世界先進主要国の公社債	
20	ファンド名	ノムラAMP豪州債券ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド
実質的な主要投資対象	オーストラリアドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)	
21	ファンド名	LM・米国債券コア・プラスFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
	実質的な主要投資対象	米国ドル建ての公社債
22	ファンド名	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	アイエヌジー投信株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.
実質的な主要投資対象	欧州の債券	

23	ファンド名	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド(カスタムBM型) FC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー*
	受託会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
	主要投資対象	世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物 * ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにおける持ち株会社化に伴い、2015年1月1日より、当ファンドの投資顧問業務は事業運営子会社に引き継がれる予定です。
24	ファンド名	PIMCOケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナル FC(JPY、ヘッジド)/FD(JPY) (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
	受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド
主要投資対象	世界各国(新興国を含みます。)の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品	
25	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-米国債券FC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
	副投資顧問会社*	Standish Mellon Asset Management Company LLC
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
主要投資対象	米ドル建ての公社債	
26	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-欧州債券FC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
	副投資顧問会社*	Insight Investment Management (Global) Limited
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
主要投資対象	汎欧州通貨建ての債券	
27	ファンド名	ノムラ・コロンビア米国ハイ・イールド・ボンド・ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー
実質的な主要投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券	
28	ファンド名	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	J.P.モルガン・インベストメント・マネジメント・インク
実質的な主要投資対象	米ドル建ての高利回り社債	
29	ファンド名	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	フィデリティ投信株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー
実質的な主要投資対象	米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)	
30	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-米国ハイ・イールド・ボンドFC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
	副投資顧問会社*	Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. Loomis, Sayles & Company, L.P.
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
主要投資対象	米ドル建てのハイ・イールド債券	
31	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV-欧州ハイ・イールド・ボンドFC/FD (外国籍投資信託)
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
	副投資顧問会社*	Threadneedle Asset Management Limited Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
主要投資対象	欧州のハイ・イールド債券	
32	ファンド名	野村エマージング債券ファンドFC/FD(適格機関投資家専用)
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー*
実質的な主要投資対象	新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券 * ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにおける持ち株会社化に伴い、2015年1月1日より、マザーファンドの投資顧問業務は事業運営子会社に引き継がれる予定です。	

33	ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC/FD(適格機関投資家専用)	
	委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社	
	FC、マザーファンドの運用の委託先	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	
	実質的な主要投資対象	エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)	
34	ファンド名	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC/FD (外国籍投資信託)	
	投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	
	受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー(LUX) S. à r.l.	
	主要投資対象	新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等	
35	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-新興国債券FC/FD (外国籍投資信託)	
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	
	副投資顧問会社*		Nomura Corporate Research and Asset Management Inc. Pictet Asset Management Limited Pictet Asset Management (Singapore) Pte Limited
		受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
		主要投資対象	新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券
36	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-新興国現地通貨建債券FC/FD (外国籍投資信託)	
	投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	
	副投資顧問会社*	Wellington Management Company, LLP*	
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー	
	主要投資対象	新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券	

* Wellington Management Company, LLPにおける持ち株会社化に伴い、2015年1月1日より、副投資顧問業務は事業運営子会社に引き継がれる予定です。

※副投資顧問会社の情報は、平成26年9月末現在です。

- 指定投資信託証券のファンド名の欄では2本のファンドをまとめて表示しているものがあります。例えば、「野村海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)」は、「野村海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)」と「野村海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)」の2本のファンドを意味します。なお、同一行にある指定投資信託証券において、為替ヘッジ方針以外の実質的な運用方針は基本的に同一です。為替ヘッジ、収益配分方針については以下の通りとなります。

	Aコース	Bコース
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
分配なし	F	FB
分配あり	FC	FD

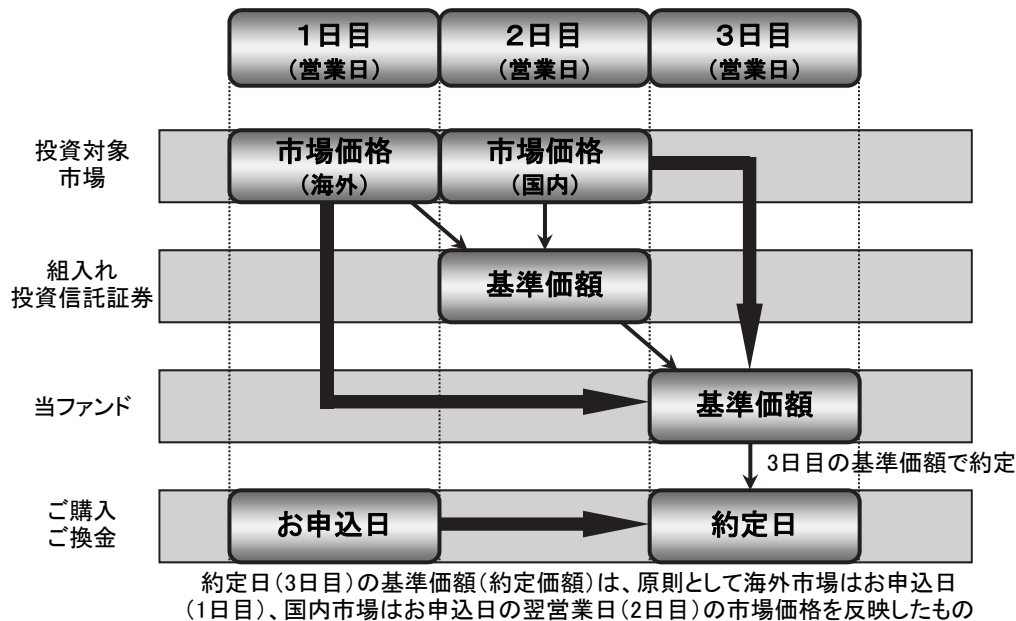
※ 1～8のファンドについては、Aコース、Bコース共に「F」を組入れます。

- 指定投資信託証券には、ファミリーファンド方式*で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。
※ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてペーパーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

- ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社(運用の権限委託先を含みます。)の利害関係人等(当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社(運用の権限委託先を含みます。)が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

- ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

＜基準価額の算出イメージ図＞



- ベンチマークの指数について

「BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス」の計算にあたっては、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点とあわせることでファンドに即した適切な指数とすべく、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを構成する各通貨毎のハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスをもとに委託会社が独自に円換算、合成した指数を用います。従って、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスとは近似するものの完全に合致するものではありません。

- ファンドの名称について

「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」を「マイストーリー分配型(年6回)Aコース<為替ヘッジ付き>」、「マイストーリー分配型(年6回) Aコース(為替ヘッジ付き)」、「マイストーリー分配型(年6回)<為替ヘッジ付き>」、「マイストーリー分配型<為替ヘッジ付き>」という場合があります。

「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」を「マイストーリー分配型(年6回)Bコース<為替ヘッジなし>」、「マイストーリー分配型(年6回) Bコース(為替ヘッジなし)」、「マイストーリー分配型(年6回)<為替ヘッジなし>」、「マイストーリー分配型<為替ヘッジなし>」という場合があります。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)



マイストーリーー分配型（年6回）

Aコース/Bコース

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2014年10月11日）

野村アセットマネジメント

この目論見書により行なうマイストーリーー分配型（年6回） Aコース/Bコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成26年10月10日に関東財務局長に提出しており、平成26年10月11日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

—目次—

表紙	1
第一部【証券情報】	2
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	73
4【手数料等及び税金】	76
5【運用状況】	81
第2【管理及び運営】	92
1【申込(販売)手続等】	92
2【換金(解約)手続等】	93
3【資産管理等の概要】	94
4【受益者の権利等】	97
第3【ファンドの経理状況】	98
1【財務諸表】	98
2【ファンドの現況】	114
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	115
第三部【委託会社等の情報】	116
第1【委託会社等の概況】	116
約款	153

【表紙】

【提出日】	平成 26 年 10 月 10 日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目 1 2 番 1 号
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	マイストーリー分配型（年 6 回）Aコース マイストーリー分配型（年 6 回）Bコース
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成 26 年 10 月 11 日から平成 27 年 10 月 9 日まで) マイストーリー分配型（年 6 回）Aコース 6 兆円を上限とします。 マイストーリー分配型（年 6 回）Bコース 6 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

マイストーリー分配型(年6回)Aコース

マイストーリー分配型(年6回)Bコース

(以上を総称して「マイストーリー分配型(年6回)」、「野村マイストーリー分配型(年6回)」、「マイストーリー分配型」、「野村マイストーリー分配型」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。各々、「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」を「Aコース」、「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」を「Bコース」という場合があります。また、「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」を「マイストーリー分配型(年6回)Aコース(為替ヘッジ付き)」、「マイストーリー分配型(年6回)〈為替ヘッジ付き〉」、「マイストーリー分配型〈為替ヘッジ付き〉」という場合、「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」を「マイストーリー分配型(年6回)Bコース(為替ヘッジなし)」、「マイストーリー分配型(年6回)〈為替ヘッジなし〉」、「マイストーリー分配型〈為替ヘッジなし〉」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき6兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額*とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌々営業日の基準価額に2.16%(税抜2.0%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成26年10月11日から平成27年10月9日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「一般コース」といいます。)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(以下「自動けいぞく投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。*

※上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

③ 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(以下「申込不可日」といいます。)には、原則として買付、換金およびスイッチングの申込みができません。

○申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

④ スイッチング

「マイストーリー分配型(年6回)」を構成する各ファンド間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、「マイストーリー分配型(年6回)」を構成する「Aコース」または「Bコース」のいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、当該ご換金の当日の午後3時まで「Aコース」または「Bコース」のもう一方のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、当該投資者が保有する「Aコース」または「Bコース」の受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。(詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。)

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

⑤振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

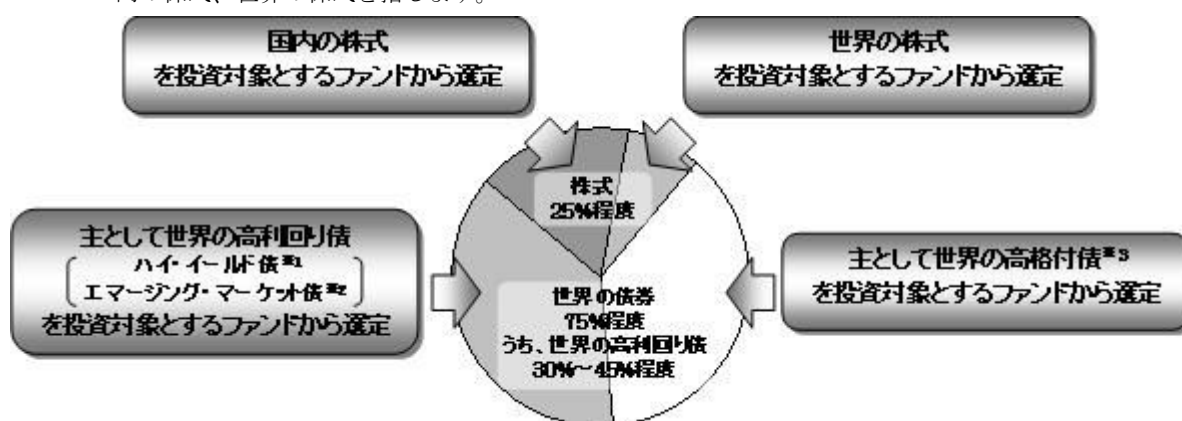
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[1]世界の債券、国内の株式および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲイン(利子・配当等収益)と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案し、優れていると判断した投資信託証券(ファンド)に分散投資を行なうことを基本とします。

◆運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが各資産クラス[※]から選定したファンドに分散投資を行ないます。

※当ファンドにおいては、世界の高格付債、世界の高利回り債(ハイ・イールド債、エマージング・マーケット債)、国内の株式、世界の株式を指します。



※1 「ハイ・イールド債」とは、債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P 社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

※2 「エマージング・マーケット債」とは、エマージング・カントリー(いわゆる先進工業国や最貧国などを除く諸国で、一般に新興経済国、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々)の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券をいいます。

※3 「高格付債」とは、債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P 社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBBB格以上に格付されている債券をいいます。

[3]年6回の決算時に分配を行なうことを基本とします。

◆ファンドは、年6回(原則として1、3、5、7、9、11月の各20日、同日が休業日の場合は翌営業日)に決算・分配を行なうことを基本とします。

[4]為替変動リスクをヘッジ(軽減)するAコースと、ヘッジしないBコースがあり、A/Bコース間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合、スイッチングのお取り扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式[※]で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

※ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープンFJ」とし、その資金をマザーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」)に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各々3兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(マイストーリーリー分配型 (年6回) Aコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		

資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		
-----------------------------------	--	--------	--	--

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

(マイストーリー分配型 (年6回) Bコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1) 日経225

(2) TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

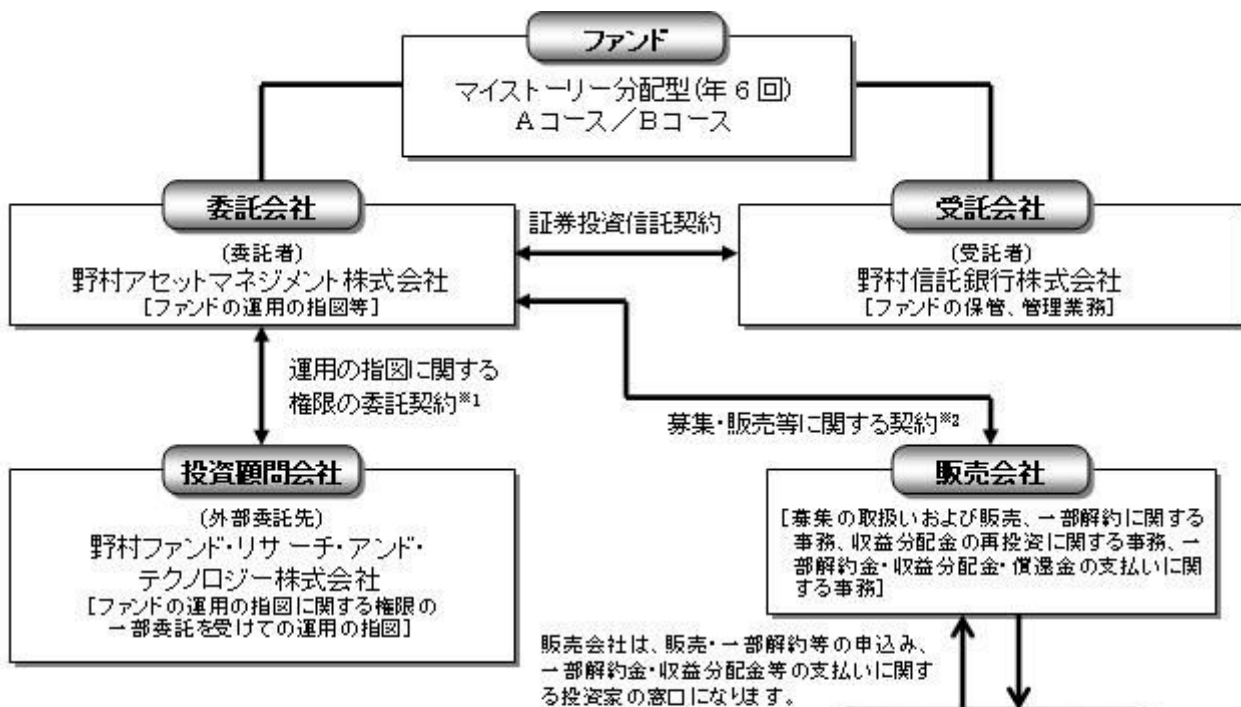
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成 17 年 5 月 30 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

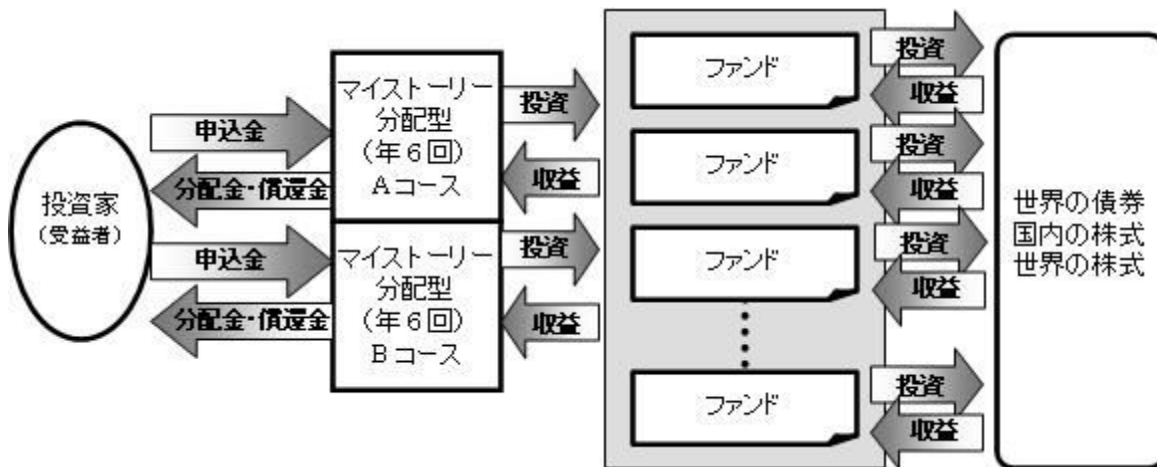


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ファンド・オブ・ファンズについて■

各ファンドは複数の投資信託(ファンド)への投資を通じて、実質的に世界の債券、国内の株式および世界の株式に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



※各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第 1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。
 ※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

■委託会社の概況(平成 26 年 8 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
 平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
 平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

[1]主として、世界の債券*を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資し、インカムゲイン(利子・配当等収益)と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン(総リターン)の追求を目指して運用を行ないます。

*国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(以下「ハイ・イールド債」)およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下「エマージング・マーケット債」)を含みます。

[2]野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&T が定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

◆投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

- ◆ 委託する範囲 : 投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含む。)
- ◆ 委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
- ◆ 委託先所在地 : 東京都中央区
- ◆ 委託に係る費用 : 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、「A コース」および「B コース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額の合計額	率
500 億円以下の部分	年 0.21%
500 億円超の部分	年 0.22%

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 25%程度となることを目途とします。

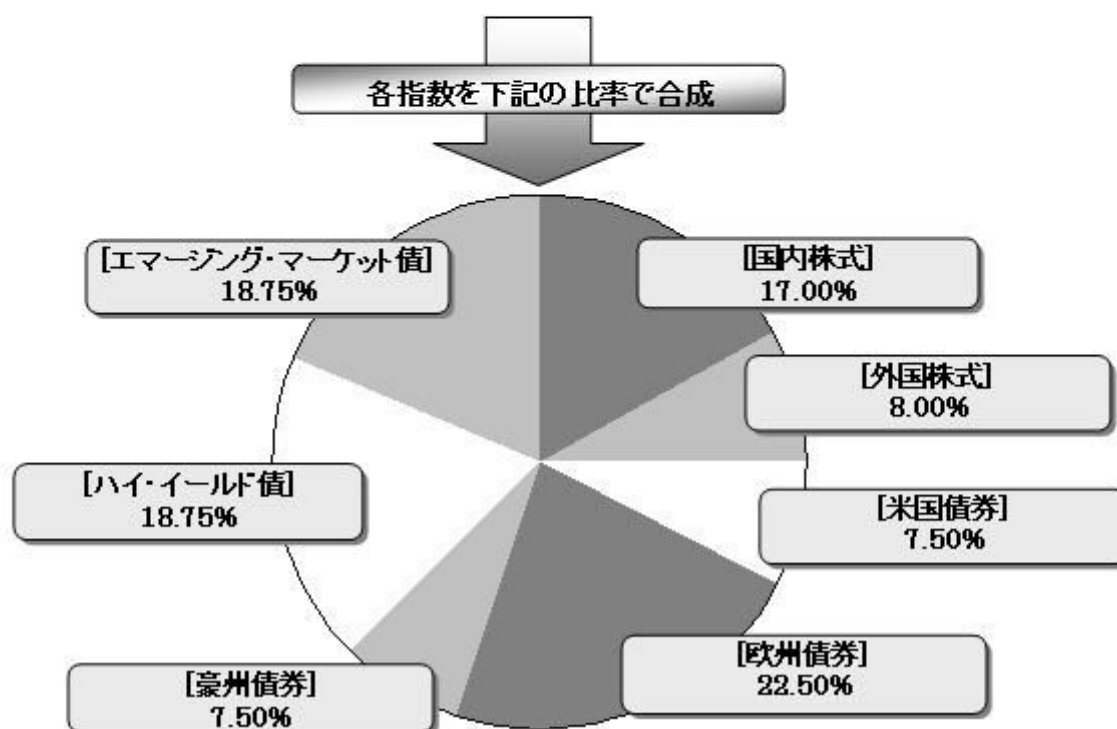
◆投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 25%程度となることを目途として投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

◆また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債(当該投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。)への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 30%~45%程度となることを目途として投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

[4]資産クラスもしくは債券の種別毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

◆資産クラスもしくは債券の種別毎に、下記の代表的な指数を下記の比率で合成したものをベンチマークとします。

資産クラス・債券種別	指数
国内株式	東証株価指数(TOPIX)
外国株式	MSCI KOKUSAI インデックス
米国債券	バークレイズ・米国総合インデックス
欧州債券	バークレイズ・汎欧州総合インデックス
豪州債券	バークレイズ・オーストラリア総合インデックス
ハイ・イールド債	BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス
エマージング・マーケット債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルおよび JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドを 80%:20%の比率で委託会社が独自に合成した指数



◆A コースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数(以下「円ヘッジベース」といいます。)を用います。

◆B コースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が円換算した指数(以下「円換算ベース」といいます。)を用います。

「BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス」の計算にあたっては、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点とあわせることでファンドに即した適切な指数とすべく、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを構成する各通貨毎のハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスをもとに委託会社が独自に円換算、合成した指数を用います。従って、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスとは近似するものの完全に合致するものではありません。

※BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch Global High Yield Constrained Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国ドル、カナダドル、英ポンド、ユーロ(ユーロ統合前の通貨を含む)建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める比率を

2%に制限した指数です。(野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、当ファンドのベンチマークの算出にあたって同指数を用いることを許諾されております。)

※その他の指数・インデックスについては、後述の(参考)指定投資信託証券について「ベンチマークについて」をご覧ください。

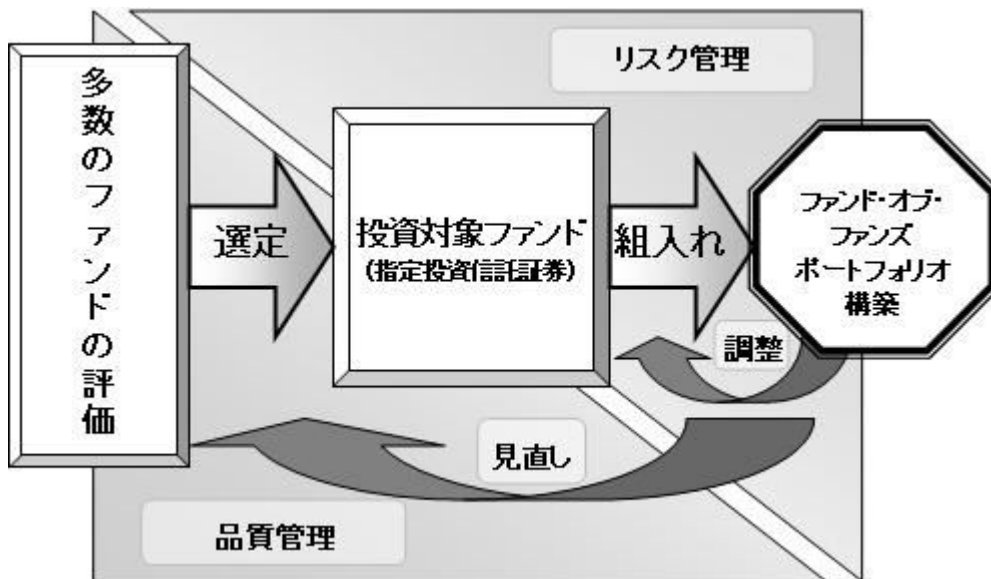
[5] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。

また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質[※]の維持・向上を目指します。

※運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&T のファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

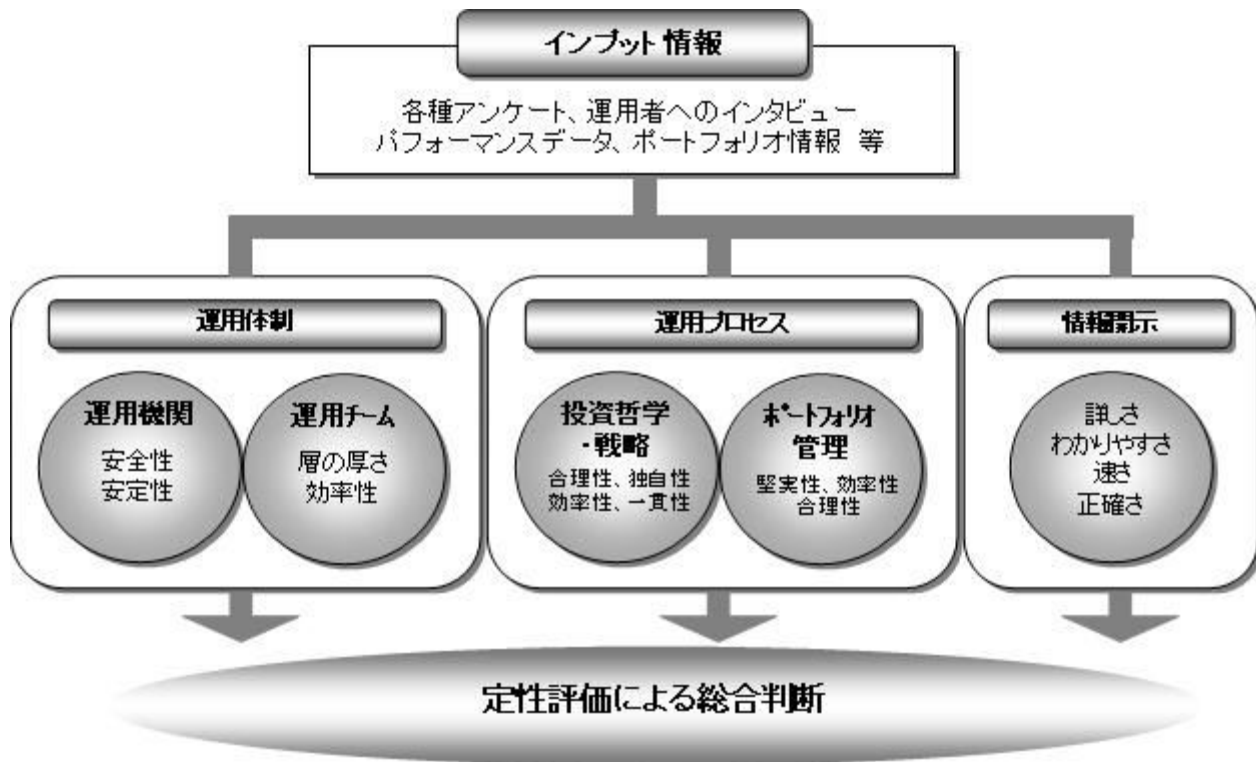
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■

◆野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

■NFR&T のファンドの定性評価■

◆NFR&T では、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



※上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成26年8月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券^{*}を主要投資対象とします。

※投資信託の受益証券(投資法人の投資証券を含みます。)とします。

各ファンドが投資する投資信託証券のうち、世界の債券に実質的に投資する投資信託証券および世界の株式に実質的に投資する投資信託証券については、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

【Aコース（為替ヘッジ付き）】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

【Bコース（為替ヘッジなし）】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

※後述の指定投資信託証券は平成26年10月10日現在の一覧です。今後、記載上の指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※後述の指定投資信託証券のうち、同一行にある指定投資信託証券(例えば「野村海外株式ファンドF」と「野村海外株式ファンドFB」)は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「野村海外株式ファンドF/FB」と表記する場合があります。

為替ヘッジ、収益分配方針については以下の通りとなります。

	A コース	B コース
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
分配なし	F	FB
分配あり	FC	FD

各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

A コースの指定投資信託証券	B コースの指定投資信託証券
ノムラ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)	
リサーチ・アクティブ・オープン F (適格機関投資家専用)	
ストラテジック・バリュウ・オープン F (適格機関投資家専用)	
野村 RAFI ^(R) 日本株投信 F (適格機関投資家専用)	
JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)	
フィデリティ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)	
アライアンス・バーンスタイン・日本バリュウ株投信 F (適格機関投資家専用)	
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)	
野村海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)	野村海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)	ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
ノムラーコロンビア米国株バリュウ・ファンド F (適格機関投資家専用)	ノムラーコロンビア米国株バリュウ・ファンド FB (適格機関投資家専用)
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファン ド F (適格機関投資家専用)	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファン ド FB (適格機関投資家専用)
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン FB (適格機関投資家専用)
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F (適格機関投資家専用)	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
UBS 海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)	UBS 海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
MFS 欧州株ファンド F (適格機関投資家専用)	MFS 欧州株ファンド FB (適格機関投資家専用)
NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株 FC<外国籍投資信託>	NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株 FD<外国籍投資信託>
ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC (適 格機関投資家専用)	ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適 格機関投資家専用)
ノムラーモンドリアン海外債券ファンド (カスタ ム BM 型) FC (適格機関投資家専用)	ノムラーモンドリアン海外債券ファンド (カスタ ム BM 型) FD (適格機関投資家専用)
ノムラーAMP 豪州債券ファンド FC (適格機関投資 家専用)	ノムラーAMP 豪州債券ファンド FD (適格機関投資 家専用)
LM・米国債券コア・プラス FC (適格機関投資家専 用)	LM・米国債券コア・プラス FD (適格機関投資家専 用)
アイエヌジー・欧州債券ファンド FC (適格機関投 資家専用)	アイエヌジー・欧州債券ファンド FD (適格機関投 資家専用)
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC<外国籍投資信託>	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD<外国籍投資信託>
PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボ ンド・ファンド - インスティテューショナル FC (JPY、ヘッジ) <外国籍投資信託>	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボ ンド・ファンド - インスティテューショナル FD (JPY) <外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 米国債券 FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 米国債券 FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 欧州債券 FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 欧州債券 FD<外国籍投資信託>
ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC(適格機関投資家専用)	ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD(適格機関投資家専用)

JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC（適格機関投資家専用）	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC（適格機関投資家専用）	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV－欧州ハイ・イールド・ボンドFC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV－欧州ハイ・イールド・ボンドFD<外国籍投資信託>
野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC（適格機関投資家専用）	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）
MFS インベストメント・ファンズ－新興国現地通貨建債券ファンドFC<外国籍投資信託>	MFS インベストメント・ファンズ－新興国現地通貨建債券ファンドFD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国債券FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国現地通貨建債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国現地通貨建債券FD<外国籍投資信託>

①投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲（約款第21条第1項）

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲（約款第21条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（上記「(2) 投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考) 指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成 26 年 10 月 10 日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。)

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっております。

申込手数料はかかりません。

投資の基本方針のうち<収益分配方針>につきましては、以下の通りです。

[各 F/FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各 FC/FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

※指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

※以下のファンドには、当ファンドの指定投資信託証券を選択する N F R & T が投資顧問会社となり、同社が選定した運用会社を副投資顧問会社とする外国籍投資信託が含まれます。

ノムラ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIX をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 13 年 8 月 28 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.9342%(税抜年 0.865%)の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないません。

②わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

リサーチ・アクティブ・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIX をベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 13 年 8 月 28 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.6966%(税抜年 0.645%)以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

- ①わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ②株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群(今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等)に中・長期的な視野から投資します。
- ③非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

ストラテジック・バリュー・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 19 年 10 月 11 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.648%(税抜年 0.60%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

②株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

野村 RAFI^(R) 日本株投信 F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村 RAFI^(R) 日本株投信マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「野村 RAFI^(R) 日本株投信マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成 22 年 4 月 8 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.432%(税抜年 0.40%)の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法^{*}を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。

^{*}当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2014 年 9 月現在、リサーチ・アフィリエイツ社 (Research Affiliates, LLC) が知的所有権を申請中です。

②株式の実質組入比率は高位を基本とします。

③非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

「RAFI^(R)」は、Research Affiliates, LLC の登録商標であり、野村アセットマネジメント株式会社はその使用を許諾されております。リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いる RAF インデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

JPM ジャパン 50・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である JPM ジャパン 50・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

- ①ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。
- ②アナリストの調査・分析活動においては、「RDP 株式運用ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断(主観的判断)のみに頼ることなく、配当割引モデル(DDM)等を通じてその修正を行います。
- ④ベンチマークである TOPIX(配当込み)に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

(B)信託期間

無期限(平成 16 年 11 月 18 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率 0.8748%(税抜 0.81%)を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率 0.0216%(税抜 0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間 324 万円(税抜 300 万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。
- ②株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への投資には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ③デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

フィデリティ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当金込)をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 13 年 8 月 28 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年 0.9504%(税抜年 0.88%)以内の率を乗じて得た額とします。(なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。)

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率 0.10%(税込)を上限として投資信託財産から支払う場合があります(なお、当該上限率については変更する場合があります。)

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を実質的に主要な投資対象とします。*

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

- ①主としてわが国の株式に投資します。個別企業分析に基づき、わが国の高成長企業(市場平均等に比較して高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。
- ②個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ③ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスクの分散を図ります。
- ④株式の組入比率は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の 65%超を基本とします。
- ⑤資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

*アジアの株式にも投資可能としておりますが、現在は主として国内株式に投資しています。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株投信 F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドは TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成 22 年 4 月 8 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.594%(税抜年 0.55%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率 0.10%を上限として信託財産から支払います(なお、当該上限率については変更する場合があります)。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

②ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュース株式運用を行います。

③株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

④株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

⑤次の投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- ・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
- ・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
- ・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

⑥当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②実質外貨建資産への投資は行いません。

③投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

※キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“複数の運用担当者による独自の運用システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。中でも特徴的な運用システムは、1つのアカウントの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

(この運用システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。)

(B) 信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・インク*1

*1. マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクは、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.621%(税抜年0.575%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。信託財産に係る監査費用については、上限を年額60万4千800円(税抜56万円)とし日々計上します。またその他の費用(ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等)等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)(これに準ずるものを含む)に上場されている株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)を主要投資対象とします。

②運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

③投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。

④株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。

⑤非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

⑥マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用する場合があります。

野村海外株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

野村海外株式ファンド F(「F」といいます。)は MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)^{※1}をベンチマークとします。また、野村海外株式ファンド FB(「FB」といいます。)は MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「野村海外株式マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成 20 年 4 月 10 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにおける持ち株会社化に伴い、2015 年 1 月 1 日より、マザーファンドの投資顧問業務は事業運営子会社に引き継がれる予定です。

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.918%(税抜年 0.85%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①銘柄の選定に当たっては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ③F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラージャナス・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド F(「F」といいます。)は MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり) ※1 をベンチマークとします。また、ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド FB(「FB」といいます。)は MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし) ※2 をベンチマークとします。

※1 「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラージャナス・インテック海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.891%(税抜年 0.825%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。

②株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

- ③F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド F(「F」といいます。)は S&P500 株価指数(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド FB(「FB」といいます。)は S&P500 株価指数(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1 「S&P500 株価指数(円ヘッジベース)」は、S&P500 株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「S&P500 株価指数(円換算ベース)」は、S&P500 株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成 19 年 10 月 11 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.8964%(税抜年 0.83%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、個別企業やその企業が属する業種・業界の変化を捉え、ファンダメンタルズの改善が見られ株価が割安と判断される企業の株式に投資を行いません。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

- ③F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるシュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港^{*}、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

※香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F(以下「F」といいます。)は、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド FB(以下「FB」といいます。)は、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)^{*2}をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

※1 MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)は、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(米ドルベース)をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc. が作成したものではありません。

※2 MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)は、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(米ドルベース)をもとに、委託会社が独自に算出したものです。MSCI Inc. が作成したものではありません。

各ファンドは、「シュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.81%(税抜年 0.75%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用(監査費用を含みます)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

香港^{*}、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

※香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港^{*}、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

※香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

②Fの運用にあたっては、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)をベンチマークとします。また、FBの運用にあたっては、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)をベンチマークとします。各ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

③株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

④Fの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

⑥マザーファンドの運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④デリバティブの利用は、原則としてヘッジ目的に限定します。

ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F(「F」といいます。)は、S&P500 種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。また、ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン FB(「FB」といいます。)は、S&P500 種株価指数を委託会社が円ベースに換算した指数をベンチマークとします。

各ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(F:平成13年8月28日設定/FB:平成16年8月19日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
F、FB および マザーファンドの 投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAM ニューヨーク)

(D)管理報酬等

(1)信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.945%(税抜年 0.875%)の率を乗じて得た額とします。なお、F、FB およびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

(2)その他

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率 0.05%を信託財産から支払います(なお、当該率については、年率 0.05%を上限として変更する場合があります。)

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。
- ②個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。
- ③F の実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク)に F、FB およびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の取引所に上場されている株式等に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F(「F」といいます。)は、MSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとし、東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド FB(「FB」といいます。)は、MSCI ヨーロッパ インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 10 月 8 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド*

*スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・

モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.864% (税抜年 0.80%) の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

欧州の取引所に上場されている株式等を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

- ①主として欧州の取引所に上場されている株式等を実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- ②スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧州の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ③マザーファンドの運用にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択により、アクティブに投資することを基本とします。
- ④F は、MSCI ヨーロッパ インデックス (円ヘッジベース) をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。また、FB は、MSCI ヨーロッパ インデックス (円ベース) をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ⑤F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

UBS 海外株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である UBS グローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

UBS 海外株式ファンド F(「F」といいます。))は、MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

UBS 海外株式ファンド FB(「FB」といいます。))は、MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「UBS グローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。))を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 17 年 10 月 13 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの	UBS グローバル・アセット・マネジメント (UK) リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 1.0044% (税抜年 0.93%) の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。
- ②投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。
- ③Fの実質外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産に係る対円での為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックスの資産配分と同程度として行いますが、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑤UBS グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

MFS 欧州株ファンド F/FB(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

各ファンドは、MFS 欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

MFS 欧州株ファンド F(「F」といいます。)はMSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとし、MFS 欧州株ファンド FB(「FB」といいます。)はMSCI ヨーロッパ インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「MFS 欧州株 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	MFS インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
Fおよびマザーファンドの投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年 0.81% (税抜 0.75%) の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

② マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。

③ 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

④ F の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークである MSCI ヨーロッパ インデックスの通貨配分に準じて行います。

FB の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)ならびに F の為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株 FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国株の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株 FC(「FC」といいます。)は、S&P500 株価指数(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株 FD(「FD」といいます。)は、S&P500 株価指数(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「S&P500 株価指数(円ヘッジベース)」は、S&P500 株価指数(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「S&P500 株価指数(円換算ベース)」は、S&P500 株価指数(US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社 管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Manning & Napier Advisors, Inc.

※上記の副投資顧問会社は、平成 26 年 9 月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の 0.80% (年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1 口につき純資産価格の 0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3 年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

②NFR&T が、米国株の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国株の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

④NFR&T は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

⑤FC の外貨建資産については、原則として S&P500 株価指数(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②株式への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC(「FC」といいます。)はバークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)、バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)、およびバークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)※1を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD(「FD」といいます。)はバークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、およびバークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)※2を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

※1 「バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」、「バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」、「バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)」は、各々「バークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「バークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)」、「バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「バークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「バークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3996%(税抜年0.37%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点において BBB-格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。
- ②ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。
- ③ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。
- ④マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・

ポジションを構築します。

- ⑤FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク*の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※マザーファンドのベンチマークは、バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。

- ⑥マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行いません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC/FD(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型) マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC(「FC」といいます。)は、バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)、バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)、およびバークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)*¹を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型)FD(「FD」といいます。)は、バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、およびバークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)**²を20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

※¹ 「バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」、「バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」、「バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)」は、各々「バークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「バークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※² 「バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)」、「バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「バークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「バークレイズ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.81%(税抜年 0.75%)以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。
- ②マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。
- ③FC の実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク*の通貨配分をベースに対円では為替ヘッジを行なうことを基本とします。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
※マザーファンドのベンチマークは、バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)を 20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。
- ④モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行いません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ノムラーAMP 豪州債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーAMP 豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーAMP 豪州債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、UBS オーストラリア債券インデックス(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、ノムラーAMP 豪州債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、UBS オーストラリア債券インデックス(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1「UBS オーストラリア債券インデックス(円ヘッジベース)」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「UBS オーストラリア債券インデックス(円換算ベース)」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
各ファンドは、「ノムラーAMP 豪州債券ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 18 年 9 月 14 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AMP キャピタル・インベスターズ・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.594%(税抜年 0.55%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

オーストラリアドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付を A-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)に投資する場合があります。
- ②モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に実質的に投資を行なう場合があります。
- ③公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分(=リスク・バジェットティング)を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分(種別の配分)、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。
- ④ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5 年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑤マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。
- ⑥FC の実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑦AMP キャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への実質的な投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割

合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

LM・米国債券コア・プラス FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である LM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・米国債券コア・プラス FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、LM・米国債券コア・プラス FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※ パークレイズ・米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表を行うインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。

※1 パークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)は、パークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 パークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)は、パークレイズ・米国総合インデックス(米国ドルベース)を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 18 年 4 月 13 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.5076%(税抜年 0.47%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①米国ドル建ての高格付の公社債(モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。)及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

②原則として信託財産の純資産総額の 70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち 1 社以上の格付機関から投資適格(BBB-または Baa3 以上)以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の 70%を下回った場合には、投

資適格未滿の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

- ③ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。
- ④長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。
- ⑤米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
FC の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。
FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。
- ⑥債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3) 主な投資制限

- ①株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ②投資信託証券(親投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

アイエヌジー・欧州債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

アイエヌジー・欧州債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

アイエヌジー・欧州債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成 17 年 10 月 13 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメント B. V.

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年 0.432% (税抜年 0.40%) の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。
- ② 実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付を BBB 格以上に保ちます。
- ③ 実質的に投資する債券の最低格付は CCC 一格とします。
- ④ マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

FC コースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジは、代表的なヨーロッパ債券インデックス*の通貨配分と同程度として行います。

※代表的なヨーロッパ債券インデックスは、バークレイズ・汎欧州総合インデックスとします。

FD コースの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

⑤ 債券の運用プロセスは、

- (1) ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析
 - (2) デューレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジショニングの決定
 - (3) モデルポートフォリオの構築とコントロール
 - (4) 当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール
- の 4 つのステップで行います。

⑥ 資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ③ 投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) — 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドは、バークレイズ・米国総合インデックス、バークレイズ・汎欧州総合インデックス、バークレイズ・オーストラリア総合インデックスの 3 指数の各 20%:60%:20%の比率による加重平均指数をベンチマークとします。

ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) — 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC(「FC」といいます。)は、上記加重平均指数の円ヘッジ指数をベンチマークとします。また、ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) — 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD(「FD」といいます。)は、上記加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

ファンド設定日(2009年4月9日)から約 149 年間

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにおける持ち株会社化に伴い、2015年1月1日より、当ファンドの投資顧問業務は事業運営子会社に引き継がれる予定です。

(D)管理報酬等

(1)投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- 成功報酬はファンドの各会計年度(1月1日から12月31日)における成功報酬控除前基準価額(分配金込み)の収益率が、同期間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。
- 成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日(12月31日)にのみ行われます。
- 各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額(分配金込み)、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

(2)受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

(3)保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分(年率0.0675%以内)と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用(年額24,000米ドル)、成功報酬管理費用(年額12,000米ドル)、財務諸表作成費用(年額7,500米ドル)、受益者口座管理費用(一口座当り年額500米ドル、年間最低24,000米ドル)があります。

(4)その他

- ①ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。
- ②ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

(2)投資態度

- ①主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。
- ②国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。
- ③ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。
- ④FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(3)主な投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したものに限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。
- ②少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。

- ③有価証券(現物に限る)の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。
- ④資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の 15%以下とします。
- ⑥投資信託証券への投資(REIT、ETFを含む)は、ファンド純資産総額の 5%以下とします。

(4) 収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド – インスティテューショナル FC(JPY、ヘッジド) / FD(JPY)

(A) ファンドの特色

ファンドは、世界各国(新興国を含みます。)の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を主要投資対象とし、トータルリターンを最大化をめざします。

ファンドは、英領ケイマン諸島籍のオープンエンド型外国投資信託(円建)です。

PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド インスティテューショナル FC(JPY、ヘッジド) (「FC」といいます)は、PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス(カスタムヘッジ※・円ベース)をベンチマークとします。また、PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド インスティテューショナル FD(JPY) (「FD」といいます)は、PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス(ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとします。

※当インデックスにおける「カスタムヘッジ」とは、外貨建資産を対円で為替ヘッジする手法を表わしたものであり、新興国通貨等を対円で為替ヘッジする場合には、米ドル等先進国通貨を用いる場合があります。

(B) 信託期間

2050年6月30日まで(2009年10月8日設定/受託会社の決定により信託期間を更新することができます。)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー (ケイマン) ・リミテッド
保管受託銀行、 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
名義書換事務受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・(ルクセンブルグ) ・エス・シー・エー

(D) 管理報酬等

投資顧問報酬および管理事務代行報酬の総額は純資産総額に年率 0.55%以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

- ① 世界各国(新興国を含みます。)の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を主要投資対象とします。
- ② 派生商品については、オプション取引、先物取引、スワップ取引などを活用します。

(2) 投資態度

- ① 通常、純資産総額の 80%以上を、債券およびその派生商品に投資します。
- ② ムーディーズ社による Baa 格(スタンダード&プアーズ社による BBB 格、もしくはフィッチ社による BBB 格、またはそ

他の一般的に認められた格付機関による同等格の格付)未滿の格付の債券(格付がない場合は同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。)への投資比率は15%以内とします。

- ③ 通常、ポートフォリオの平均デュレーションは、8年以下とします。
- ④ 通常、通貨配分については、ベンチマークにおける各通貨の比率の±10%以内とします。
- ⑤ FCの外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替リスクの低減を図ることを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換したものに限りします。
- ② 同一発行体の発行する債券への投資割合は、純資産総額の5%以内とします。ただし、各国政府、その政府の部局、政府系機関、政府系企業が発行し、または保証した債券は、この限りではありません。
- ③ 有価証券の空売りについては、空売りを行なった有価証券の時価総額が純資産総額を超えないものとします。
- ④ 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
- ⑤ 流動性の乏しい証券(通常の方法では、ファンドが証券を時価評価した金額とほぼ同金額で7日以内に処分できない証券)への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。
- ⑥ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、原則として利子収入および売買益等から基準価額水準等を勘案して決定します。

■PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックスについて■

PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス (GLADI) の一部の特長については、特許取得済みです (米国特許番号: 8, 306, 892)。「GLOBAL ADVANTAGE (グローバル・アドバンテージ)」と「GLADI」はPIMCO (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー) の商標です。

GLADI はPIMCO とは独立したグローバルなインデックスであり、プロバイダーである BofA メリルリンチ社 (Bank of America Merrill Lynch) によって管理、計算されています。BofA メリルリンチ社は、インデックスの構築方法に基づいたインデックスの作成、インデックス構成銘柄の確認、その他のインデックス・データの計算に関わる全ての技術的な事柄に対応します。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—米国債券 FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての公社債(以下、「米国債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—米国債券 FC(「FC」といいます。)は、バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—米国債券 FD(「FD」といいます。)は、バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「バークレイズ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」はバークレイズ・米国総合インデックス(米ドルベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「バークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)」は、バークレイズ・米国総合インデックス(米ドルベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(平成23年10月6日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行いません。

名称
Standish Mellon Asset Management Company LLC

※上記の副投資顧問会社は、平成 26 年 9 月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の 0.45% (年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1 口につき純資産価格の 0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5 年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①米ドル建ての公社債(以下、「米国債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。
- ②NFR&T が、米国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。
- ④NFR&T は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FC の外貨建資産については、原則としてバークレイズ・米国総合インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の 30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—欧州債券 FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、汎欧州通貨建ての債券(以下、「欧州債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを基本とします。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—欧州債券 FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—欧州債券 FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1「パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」はパークレイズ・汎欧州総合インデックス(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「パークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」は、パークレイズ・汎欧州総合インデックス(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(平成 23 年 10 月 6 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないません。

名称
Insight Investment Management (Global) Limited

※上記の副投資顧問会社は、平成 26 年 9 月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の 0.45% (年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1 口につき純資産価格の 0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5 年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

汎欧州通貨建ての債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①汎欧州通貨建ての債券(以下、「欧州債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行うことを目指します。
- ②NFR&T が、欧州債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。
- ④NFR&T は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FC の外貨建資産については、原則としてパークレイズ・汎欧州総合インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものに並びに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC(「FC」といいます。)は BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{*1} をベンチマークとします。また、ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD(「FD」といいます。)は BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{*2} をベンチマークとします。

※1 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成21年10月8日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.702% (税抜年 0.65%) の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①実質的に投資する債券は主として BB 格相当以下の格付が付与されているもの (格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。
- ②銘柄の選定にあたっては、個別発行体の財務状況、業績動向等のファンダメンタルズ等を踏まえたクレジット分析に基づき、相対的に投資魅力度の高い銘柄を選定することを基本とします。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、マクロ経済分析等により、金利動向、投資環境の変化等を捉え、業種配分、格付別配分などポートフォリオ全体のリスク特性の調整を適宜行ないます。
- ④同一発行体の発行するハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤FC の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥コロンビア・マネジメント・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー (Columbia Management Investment Advisors, LLC) にマザーファンドの海外の公社債等 (含む金融商品) の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤投資信託証券 (マザーファンドを除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である JPM・US ハイイールド・ボンド・マザーファンド(適格機関投資家専用)の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り社債に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC(以下「FC」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については、為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。

JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FD(以下「FD」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

FC は、BofA メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(為替ヘッジあり、円ベース)^{※1}をベンチマークとします。また、FD は、BofA メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「BofA メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(為替ヘッジあり、円ベース)」は、BofA メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(米ドルベース)を委託会社にて米ドルの対円為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して円ベースに換算したものです。

※2 「BofA メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ベース)」は、BofA メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

各ファンドは、「JPM・US ハイイールド・ボンド・マザーファンド(適格機関投資家専用)」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成19年4月12日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率 0.6912%(税抜 0.64%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率 0.0216%(税抜 0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間 324 万円(税抜 300 万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

- ①米ドル建ての高利回り社債(下記②③および④に掲げる社債をいいます。)を実質的な主要投資対象とします。
- ②上記①の社債のほか、信託財産の純資産総額の 20%を上限として、BBB-格(スタンダード&プアーズ社による格付け)または Baa3 格(ムーディーズ社による格付け)以上の社債に投資する場合があります。(各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、下位の格付けにより判断します。以下同じ。)

(2)投資態度

- ①安定的かつ高水準の配当等収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。
- ②実質的な主要投資対象とする社債の格付けは、BBB-格(スタンダード&プアーズ社による格付け)または Baa3 格(ムーディーズ社による格付け)未満とします。

③上記②にかかわらず、上記②の格付機関のいずれからも格付けを得ていない社債であっても、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(以下「運用委託先」といいます。)が、上記②に掲げる社債と同等であると判断したものに投資する場合があります、当該社債も主要投資対象に含めます。

④保有する社債の格付けが変更され、上記②の基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により保有し続ける場合があります。ただし、当該社債は、上記(1)②に掲げる社債とみなし、その投資割合の制限に従います。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。

フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC(「FC」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジ換算)^{※1}をベンチマークとします。また、フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FD(「FD」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジ換算)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「フィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成16年7月26日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9018%(税抜年0.835%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。(なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。)

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限として信託財産から支払う場合があります(なお、当該上限率については変更する場合があります。)

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的に主要な投資対象とします。

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

- ①ハイ・イールド・ボンドを中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- ②格付に関しては、主に、Ba格(ムーディーズ社)以下またはBB格(スタンダード&プアーズ社)以下の格付の事業債に投資を行ない、一部、格付を持たない債券や、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドを組み入れることもあります。
- ③銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないません。
- ④ハイ・イールド・ボンドの実質組入率は原則として高位を維持します。
- ⑤FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

- ①ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー米国ハイ・イールド・ボンド FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー米国ハイ・イールド・ボンド FC(「FC」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{※1} をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー米国ハイ・イールド・ボンド FD(「FD」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{※2} をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(平成 23 年 4 月 7 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないません。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
Loomis, Sayles & Company, L.P.

※上記の副投資顧問会社は、平成 26 年 9 月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の 0.75% (年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ②NFR&T が、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。
- ④NFR&T は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないません。
- ⑤FCの外貨建資産については、原則として BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IV－欧州ハイ・イールド・ボンド FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IV－欧州ハイ・イールド・ボンド FC(「FC」といいます。)は、BofA・メルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IV－欧州ハイ・イールド・ボンド FD(「FD」といいます。)は、BofA・メルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1「BofA・メルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)」は、BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「BofA・メルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index(ユーロベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(平成 23 年 10 月 6 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ) エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないません。

名称
Threadneedle Asset Management Limited
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.

※上記の副投資顧問会社は、平成 26 年 9 月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の 0.75%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1 口につき純資産価格の 0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5 年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①欧州のハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ②NFR&T が、欧州のハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、欧州のハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。
- ④NFR&T は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FC の外貨建資産については、原則として BofA・メルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の 30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

野村エマージング債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国^{*}の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

※ 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

野村エマージング債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、野村エマージング債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」は JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global(US\$ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global(US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 19 年 10 月 11 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにおける持ち株会社化に伴い、2015年1月1日より、マザーファンドの投資顧問業務は事業運営子会社に引き継がれる予定です。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.81%(税抜年 0.75%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

(2)投資態度

- ①新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。
- ②新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行いません。
- ③マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行いません。
 - ・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします(OECD 加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。)
 - ・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
 - ・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の 40%以内とします。
- ④マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。
- ⑤マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2 年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑥FC における、実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等他の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑨ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%未満とし

ます。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC/FD(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジ指数)をベンチマークとします。また、アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)をベンチマークとします。

各ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(平成 17 年 10 月 13 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
FC および マザーファンドの 投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.864%(税抜年 0.80%)の率を乗じて得た額とします。なお、FC およびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率 0.10%を上限として信託財産から支払います(なお、当該上限率については変更する場合があります)。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。

②エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。

③投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。
- ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。

・エマージング・カンントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

- ④マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。FC の実質組入外貨建資産については、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑥投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦次の投資顧問会社に、FC の運用の指図に関する権限の一部およびマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
- ・ アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
 - ・ アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 - ・ アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 - ・ アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

MFS インベストメント・ファンズ — 新興国現地通貨建債券ファンド FC/FD

(A) ファンドの特色

各ファンドは、主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

各ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍契約型外国投資信託です。

MFS インベストメント・ファンズ — 新興国現地通貨建債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、MFS インベストメント・ファンズ — 新興国現地通貨建債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、為替ヘッジコストを考慮して独自に円換算したものです。

※2「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー (LUX) S. a. r. l.
保管受託銀行、 管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ S. A.

(D) 管理報酬等

(1) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、日々のファンドの純資産総額の実質年率 0.64%の金額を投資顧問報酬として、ファンドから毎月受領します。

(2) その他費用

ファンドは、受託会社の管理報酬、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、法律関係の費用、設立費用、監査費用等を負担します。その総額は、日々のファンドの純資産総額の実質年率 0.30%の金額を上限とします。この上限を超える場合には投資顧問会社が負担します。但し、税金・売買取引に伴うブローカレッジ等のコストの負担は含まれません。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行います。
- ② FC のベンチマークは、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジベース)とします。また、FD のベンチマークは、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)とします。
- ③ 国別配分と通貨配分を主な超過収益の源泉とします。国別配分においては、投資対象国のマクロ経済、政治情勢等の綿密なファンダメンタルズ分析を基に、投資戦略を決定します。
- ④ 通貨配分においては、債券の国別配分とは別に、市場動向を注視・分析の上、配分を決定します。
- ⑤ FC の実質外貨建資産について、原則として、円貨に対する為替ヘッジ(先進国通貨による代替ヘッジを含みます)を行いません。ただし、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さいと判断した場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FD の実質外貨建資産について、原則、円貨に対する為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ② 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 有価証券(現物に限りです。)の空売りは、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額の 30%以内とします。
- ⑥ 資金の借入れは、純資産総額の 10%以内とします。

(4) 収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—新興国債券 FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—新興国債券 FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)^{※1} をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II—新興国債券 FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)^{※2} をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」は JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(平成 23 年 4 月 7 日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク (ルクセンブルグ) エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないません。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
Pictet Asset Management Limited
Pictet Asset Management (Singapore) Pte Limited

※上記の副投資顧問会社は、平成 26 年 9 月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の 0.75% (年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1 口につき純資産価格の 0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5 年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1)投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ②NFR&T が、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。
- ④NFR&T は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FC の外貨建資産については、原則として JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の 30%以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー新興国現地通貨建債券 FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する現地通貨建ての債券(以下、「新興国現地通貨建債券」といいます。)を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります)が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー新興国現地通貨建債券 FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジベース)^{※1}を参考指数とします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡー新興国現地通貨建債券 FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(平成 23 年 4 月 7 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Wellington Management Company, LLP

※上記の副投資顧問会社は、平成 26 年 9 月末現在のものであり、投資顧問会社の投資判断その他の理由により、適宜増減および入替が行なわれる可能性があります。

※Wellington Management Company, LLP における持ち株会社化に伴い、2015 年 1 月 1 日より、副投資顧問業務は事業運営子会社に引き継がれる予定です。

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の 0.80% (年率) とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1 口につき純資産価格の 0.3% とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5 年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の政府および政府機関等の発行する現地通貨建債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。
- ② NFR&T が、新興国現地通貨建債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③ 副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国現地通貨建債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

- ④NFR&T は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FC の外貨建資産については、原則として JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したもののならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の 30% 以内とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■ ベンチマークについて ■

- ※東証株価指数(TOPIX)および TOPIX(配当金込)(TOPIX(配当込み))は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の算出もしくは公表の停止、または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
- ※MSCI-KOKUSAI 指数(MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックス)、MSCI ヨーロッパ インデックス、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)は、MSCI が開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※S&P500 株価指数(S&P500 種株価指数)は、スタンダード&プアーズ社が公表している株価指数で、米国の主要 500 社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ社に帰属しております。
- ※バークレイズ・米国総合インデックス、バークレイズ・汎欧州総合インデックスおよびバークレイズ・オーストラリア総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。
- ※UBS オーストラリア債券インデックス(UBS Australian All Maturities Composite Bond Index)は、UBS AG が管理・公表している、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としたインデックスです。UBS オーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利は UBS AG に帰属しております。
- ※BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch US High Yield Constrained Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。(野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。)
- ※BofA・メリルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を 3%に制限した指数です。(野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。)
- ※JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global)は、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。
- ※JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(JP Morgan GBI-EM Global Diversified)は、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

■指定投資信託証券の委託会社等について■

◆指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジ
メント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年(1971年) ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を
開設
昭和60年(1985年) ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業
の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にか
かる業務の認可を受ける。
平成2年(1990年) ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
平成7年(1995年) ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式
会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
平成13年(2001年) ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に
商号変更
平成18年(2006年) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成20年(2008年) JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

フィデリティ投信株式会社

昭和61年(1986年) フィデリティ投資顧問株式会社設立
昭和62年(1987年) 投資顧問業登録
同年 投資一任業務の認可取得
平成7年(1995年) 社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
平成19年(2007年) 金融商品取引業者として登録

アライアンス・バーンスタイン株式会社

平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可
平成12年1月1日 商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタ
ル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
平成18年4月3日 商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライ
アンス・バーンスタイン株式会社」に変更

東京海上アセットマネジメント株式会社

昭和60年(1985年)12月 東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビ
ジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名に
て資本金2億円で設立
昭和62年(1987年)2月 投資顧問業者として登録
同年6月 投資一任業務認可取得
平成3年(1991年)4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成 10 年(1998 年)5 月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成 19 年(2007 年)9 月	金融商品取引業者として登録
平成 26 年(2014 年)4 月	東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

キャピタル・インターナショナル株式会社

昭和 61 年(1986 年)3 月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和 62 年(1987 年)3 月	投資顧問業の登録
同年 9 月	投資一任業務の認可取得
平成 18 年(2006 年)2 月	投資信託委託業務の認可取得
平成 19 年(2007 年)9 月	金融商品取引業登録
平成 20 年(2008 年)7 月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

昭和 60 年(1985 年)12 月 10 日	株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成 3 年(1991 年)12 月 20 日	シュローダー投信株式会社設立
平成 9 年(1997 年)4 月 1 日	シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成 19 年(2007 年)4 月 3 日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成 24 年(2012 年)6 月 29 日	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成 8 年(1996 年)2 月 6 日	会社設立
平成 14 年(2002 年)4 月 1 日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

平成 8 年 4 月 1 日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社 設立
平成 10 年 4 月 28 日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成 12 年 7 月 1 日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成 14 年 4 月 8 日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

平成 10 年(1998 年)5 月 12 日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
平成 10 年(1998 年)6 月 30 日	投資顧問業の登録
平成 11 年(1999 年)2 月 18 日	投資一任契約に係る業務の認可
平成 11 年(1999 年)12 月 9 日	証券投資信託委託業の認可
平成 12 年(2000 年) 8 月 1 日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
平成 19 年(2007 年) 9 月 30 日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業(投資助言・代理業、投資運用業)のみなし登録
平成 23 年(2011 年) 6 月 22 日	MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成 10 年(1998 年)4 月 28 日	会社設立
平成 10 年(1998 年)6 月 16 日	証券投資信託委託会社免許取得
平成 10 年(1998 年)11 月 30 日	投資顧問業登録
平成 11 年(1999 年)6 月 24 日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成 11 年(1999 年)10 月 1 日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネ

	ジメント株式会社」に社名変更
平成 13 年(2001 年)4 月 1 日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成 18 年(2006 年)1 月 1 日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成 19 年(2007 年)9 月 30 日	金融商品取引業登録

アイエヌジー投信株式会社

平成 11 年 9 月 8 日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成 11 年 9 月 30 日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成 17 年 8 月 31 日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成 19 年 9 月 30 日	金融商品取引業のみなし登録
平成 21 年 1 月 5 日	第一種金融商品取引業の業務開始

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和 60 年(1985 年)6 月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケッツ・リミテッド設立
平成 2 年(1990 年)2 月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド

昭和 60 年(1985 年)1 月	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド設立
--------------------	--

MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー(LUX) S. a r.l.

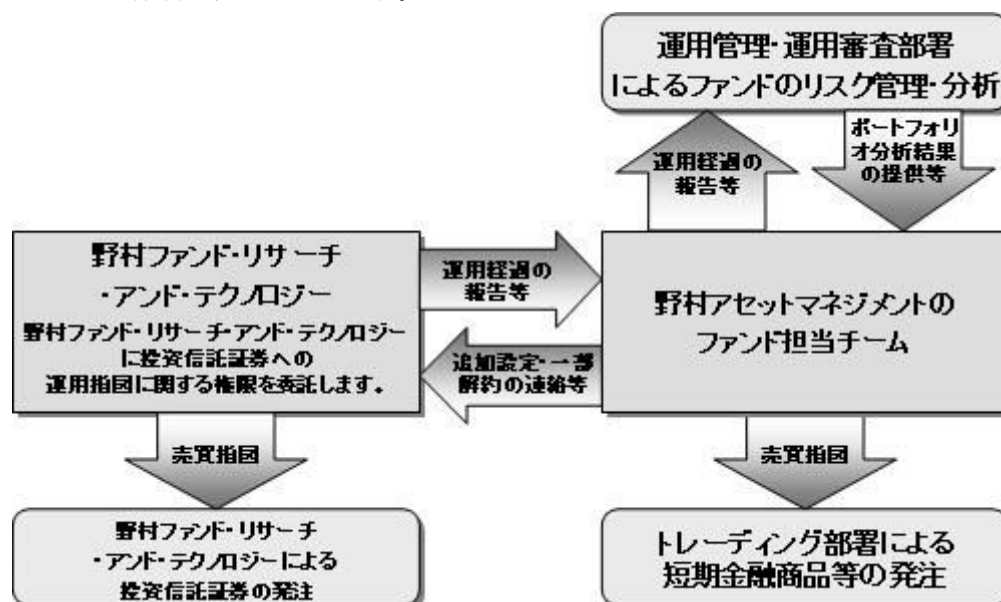
2000 年 6 月 20 日	ルクセンブルグにおけるファンド運用会社として「MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー(LUX) S. A.」設立、登記。
2012 年 1 月 2 日	法人形態を株式会社(S.A.)から有限会社(S. a r.l.)に変更。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

平成 10 年(1998 年)	会社設立
-----------------	------

(3) 【運用体制】

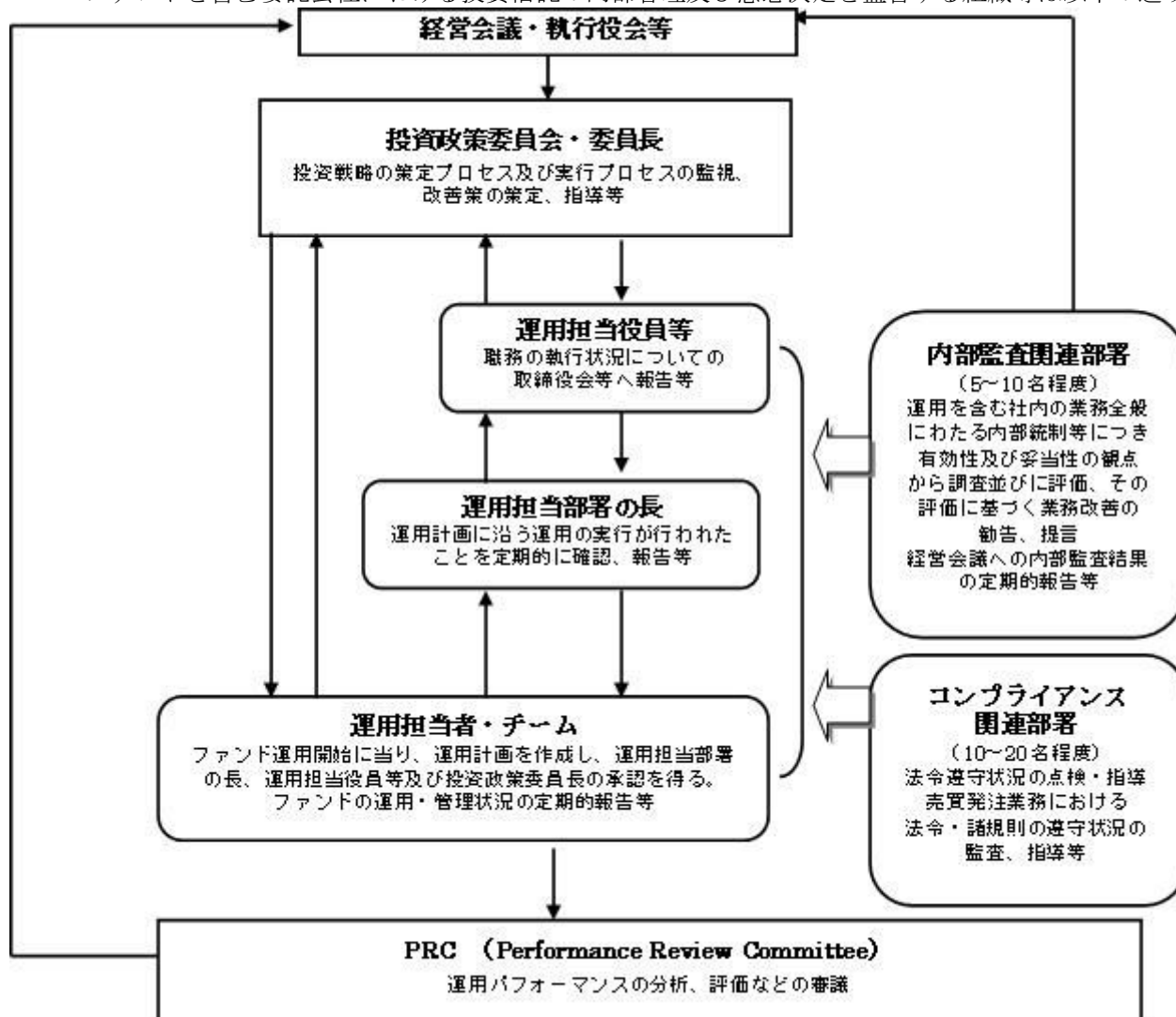
ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信

用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年6回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■分配金に関する留意点■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

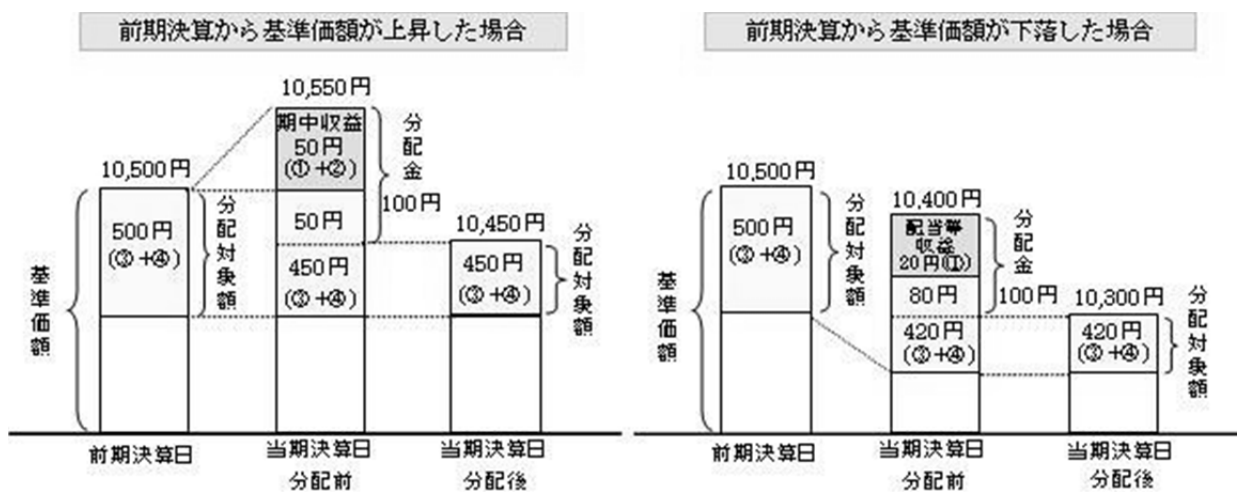


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

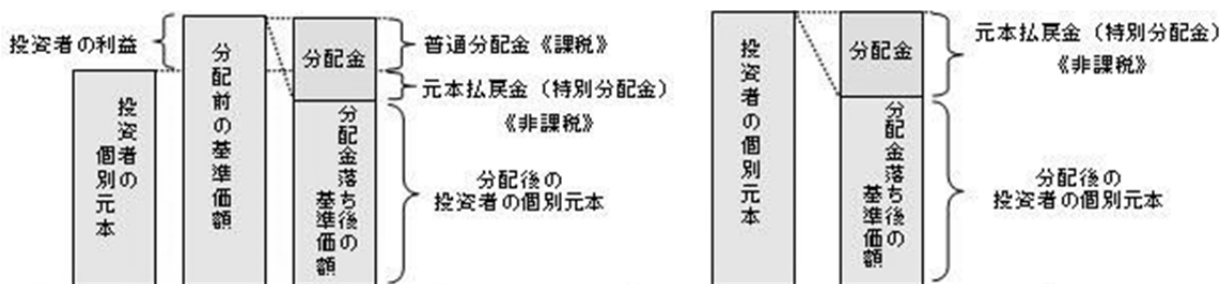
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

◇普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

◇元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

◆各ファンドに共通

①外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

②株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行いません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

デリバティブの直接利用は行いません。

④投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

⑥公社債の借入れ(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第32条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損

益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイ・イールド債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

「B コース」が投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「A コース」が投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りませんが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに

対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

◆ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

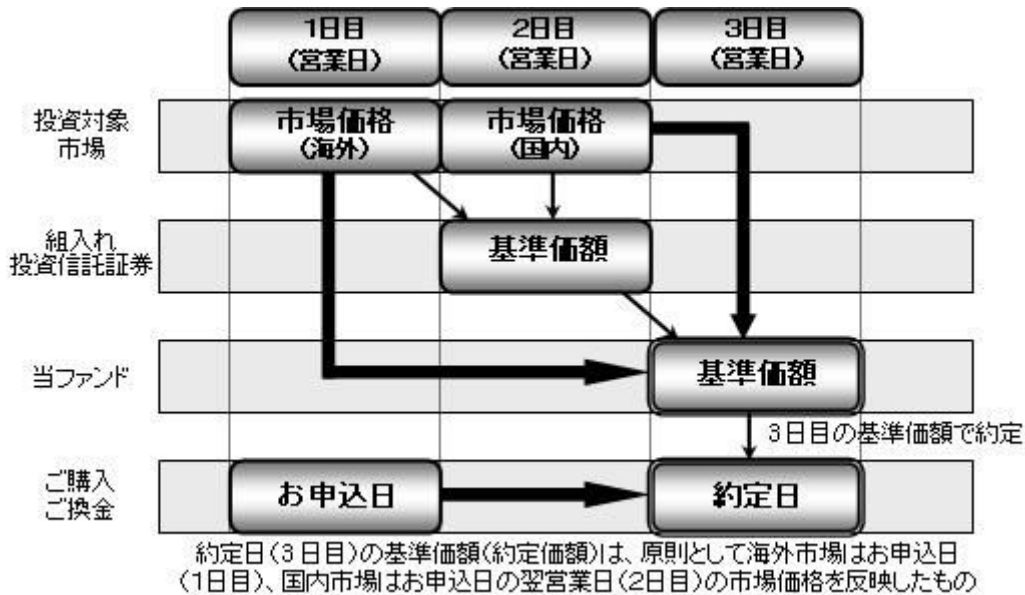
◆ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

◆ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

◆ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

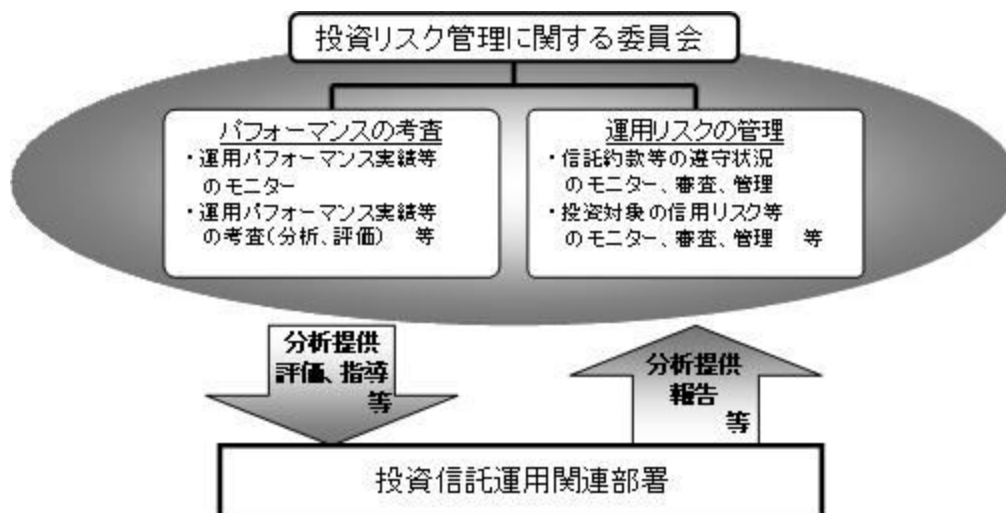
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌々営業日の基準価額に、2.16% (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率) (税抜2.0%) 以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2) 【換金 (解約) 手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 10,000 分の 82.08 (税抜年 10,000 分の 76) の率 (以下「信託報酬率」といいます。) を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り (税抜) とします。

<ファンドの純資産総額*>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
500 億円以下の部分	年 10,000 分の 35	年 10,000 分の 38	年 10,000 分の 3
500 億円超の部分	年 10,000 分の 36	年 10,000 分の 38	年 10,000 分の 2

※ 「A コース」「B コース」合算の純資産総額とします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

投資顧問会社 (NFR&T) が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年 1 月および 7 月における信託報酬支払いのときならびに信託終了のとき支払うものとし、その報酬額は、「A コース」および「B コース」の信託財産の平均純資産総額 (日々の純資産総額の平均値) の合計額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額の合計額	率
500 億円以下の部分	年 0.21%
500 億円超の部分	年 0.22%

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率 (税抜・年率)
ノムラ・ジャパン・オープン F	0.865%
リサーチ・アクティブ・オープン F	0.645%以内
ストラテジック・バリュア・オープン F	0.60%
野村 RAFI ^(R) 日本株投信 F	0.40%
JPM ジャパン 50・オープン F	0.81%
フィデリティ・ジャパン・オープン F	0.88%以内
アライアンス・バーンスタイン・日本バリュア株投信 F	0.55%
キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F	0.575%
野村海外株式ファンド F/FB	0.85%
ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド F/FB	0.825%
ノムラ・コロンビア米国株バリュア・ファンド F/FB	0.83%
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F/FB	0.75%
ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F/FB	0.875%
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F/FB	0.80%
UBS 海外株式ファンド F/FB	0.93%

MFS 欧州株ファンド F/FB	0.75%
NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株 FC/FD	0.80%
ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC/FD	0.37%
ノムラーモンドリアン海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC/FD	0.75%以内
ノムラーAMP 豪州債券ファンド FC/FD	0.55%
LM・米国債券コア・プラス FC/FD	0.47%
アイエヌジー・欧州債券ファンド FC/FD	0.40%
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) ー 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC/FD	0.3675%以内+成功報酬
PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファン ドー インスティテューショナル FC (JPY、ヘッジド) /FD (JPY)	0.55%以内
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IIー米国債券 FC/FD	0.45%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IIー欧州債券 FC/FD	0.45%
ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC/FD	0.65%
JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC/FD	0.64%
フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC/FD	0.835%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IIー米国ハイ・イー ルド・ボンド FC/FD	0.75%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IVー欧州ハイ・イー ルド・ボンド FC/FD	0.75%
野村エマージング債券ファンド FC/FD	0.75%
アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC/FD	0.80%
MFS インベストメント・ファンズー 新興国現地通貨建債券ファン ド FC/FD	0.94%以内
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IIー新興国債券 FC/ FD	0.75%
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IIー新興国現地通貨 建債券 FC/FD	0.80%

※国内籍投資信託の税込の信託報酬率については「(参考) 指定投資信託証券について」の「管理報酬等」をご参照ください。

上記の信託報酬率は、平成 26 年 10 月 10 日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考) 指定投資信託証券について」をご参照ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について、NFR&T が試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値

1.50%±0.15%程度

*ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考) 指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成 26 年 10 月 10 日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。
- ④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益^{*}については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

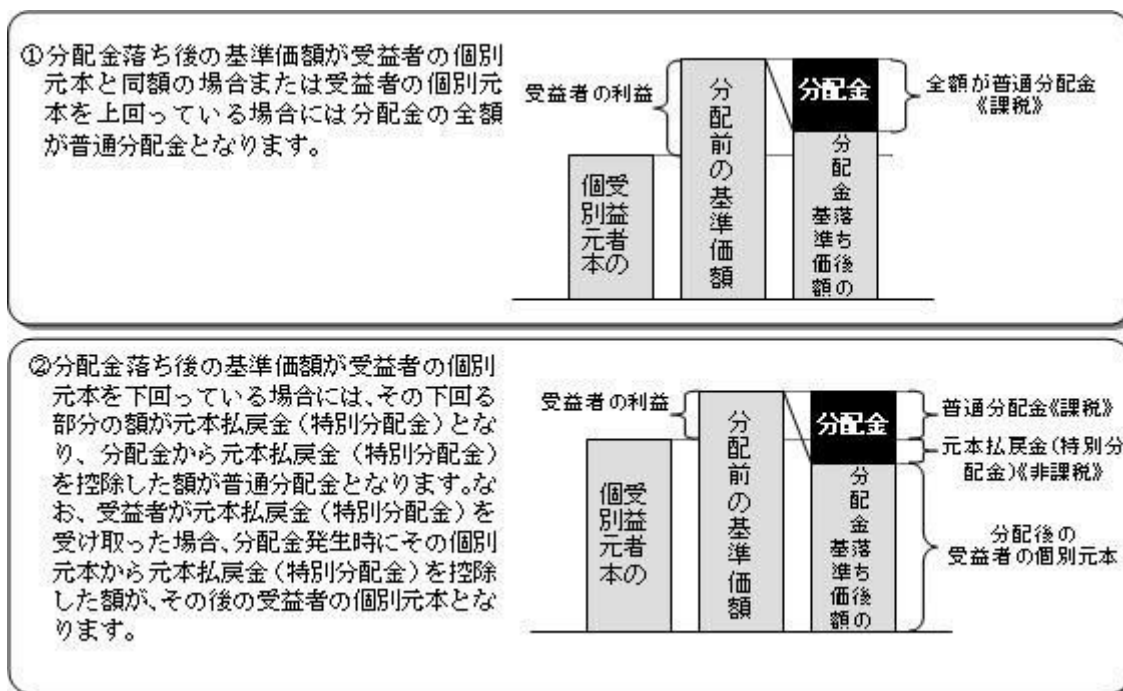
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成26年8月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,420,269,685	60.31
	ルクセンブルグ	20,234,160	0.85
	ケイマン	894,870,048	38.00
	小計	2,335,373,893	99.17
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	19,363,210	0.82
合計（純資産総額）		2,354,737,103	100.00

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	151,873,848,862	59.30
	ルクセンブルグ	2,174,015,305	0.84
	ケイマン	100,352,579,451	39.18
	小計	254,400,443,618	99.34
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,686,872,925	0.65
合計（純資産総額）		256,087,316,543	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FC	23,778	10,291	244,709,171	10,488	249,383,664	10.59
2	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFC	15,343	11,135	170,849,532	11,199	171,826,257	7.29
3	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FC（適格機関投資家専用）	13,690	10,618	145,360,420	10,793	147,756,170	6.27
4	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FC	13,689	10,089	138,109,857	10,171	139,230,819	5.91
5	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	8,647	12,669	109,548,843	12,731	110,084,957	4.67
6	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC（適格機関投資家専用）	7,827	11,877	92,967,775	11,909	93,211,743	3.95
7	日本	投資信託受	ノムラ－モンドリアン海外債券ファ	8,559	10,680	91,410,120	10,770	92,180,430	3.91

		益証券	ンド (カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)							
8	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-米国債券 FC	9,439	9,348	88,235,772	9,404	88,764,356	3.76	
9	日本	投資信託受益証券	ノムラーAMP 豪州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	9,354	9,350	87,466,519	9,357	87,525,378	3.71	
10	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV-欧州ハイ・イールド・ボンド FC	7,674	10,883	83,522,389	10,882	83,508,468	3.54	
11	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュアー・オープン F (適格機関投資家専用)	7,581	10,681	80,973,658	10,925	82,822,425	3.51	
12	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	8,836	8,185	72,322,660	8,345	73,736,420	3.13	
13	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC	6,016	11,606	69,826,898	11,730	70,567,680	2.99	
14	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュアー株投信 F (適格機関投資家専用)	4,918	13,875	68,237,250	13,874	68,232,332	2.89	
15	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープン F (適格機関投資家専用)	4,227	15,587	65,889,956	15,973	67,517,871	2.86	
16	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC (適格機関投資家専用)	6,927	9,571	66,298,317	9,594	66,457,638	2.82	
17	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII-新興国現地通貨建債券 FC	8,003	8,323	66,615,142	8,202	65,640,606	2.78	
18	日本	投資信託受益証券	ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)	5,482	11,279	61,831,478	11,322	62,067,204	2.63	
19	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)	6,550	9,316	61,024,045	9,380	61,439,000	2.60	
20	日本	投資信託受益証券	野村 RAFI (R) 日本株投信 F (適格機関投資家専用)	3,072	14,404	44,249,088	14,566	44,746,752	1.90	
21	日本	投資信託受益証券	ノムラーコロンビア米国株バリュアー・ファンド F (適格機関投資家専用)	3,025	12,429	37,597,725	12,705	38,432,625	1.63	
22	日本	投資信託受益証券	JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)	3,549	9,725	34,516,674	9,729	34,528,221	1.46	
23	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)	1,961	15,357	30,115,077	15,541	30,475,901	1.29	
24	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F (適格機関投資家専用)	1,688	17,518	29,571,900	17,995	30,375,560	1.28	
25	日本	投資信託受益証券	JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)	2,278	13,059	29,748,402	13,248	30,178,944	1.28	
26	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)	2,235	13,120	29,323,200	13,482	30,132,270	1.27	
27	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラス FC (適格機関投資家専用)	2,597	9,137	23,729,652	9,171	23,817,087	1.01	
28	日本	投資信託受益証券	UBS 海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)	1,475	15,383	22,689,925	15,682	23,130,950	0.98	
29	日本	投資信託受益証券	ノムラー・ジャナス・インテック海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)	976	21,814	21,290,464	22,399	21,861,424	0.92	
30	日本	投資信託受益証券	MFS 欧州株ファンド F (適格機関投資家専用)	1,648	12,264	20,211,072	12,462	20,537,376	0.87	

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.17

合 計	99.17
-----	-------

マイストーリー一分配型（年6回）Bコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－欧州債券FD	1,921,230	14,004	26,904,911,488	14,239	27,356,393,970	10.68
2	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国ハイ・イールド・ボンドFD	1,436,535	12,950	18,603,897,341	13,304	19,111,661,640	7.46
3	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）	1,308,432	11,952	15,638,379,264	12,261	16,042,684,752	6.26
4	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国債券FD	1,274,056	11,893	15,152,350,108	12,245	15,600,815,720	6.09
5	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	1,013,928	11,716	11,879,180,448	12,059	12,226,957,752	4.77
6	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD（適格機関投資家専用）	967,045	10,368	10,026,719,048	10,646	10,295,161,070	4.02
7	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国債券FD	789,507	12,348	9,748,832,436	12,689	10,018,054,323	3.91
8	日本	投資信託受益証券	ノムラモントリアン海外債券ファンド（カスタムBM型）FD（適格機関投資家専用）	834,297	11,777	9,825,515,769	11,985	9,999,049,545	3.90
9	日本	投資信託受益証券	ノムラAMP 豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	856,509	10,849	9,293,020,115	11,100	9,507,249,900	3.71
10	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV－欧州ハイ・イールド・ボンドFD	611,696	14,699	8,991,616,216	14,670	8,973,580,320	3.50
11	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュアーズ・オープンF（適格機関投資家専用）	775,199	10,672	8,273,367,421	10,925	8,469,049,075	3.30
12	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	953,563	8,110	7,733,395,930	8,267	7,883,105,321	3.07
13	ケイマン	投資信託受益証券	ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）－海外債券ファンド（カスタムBM型）FD	526,117	14,134	7,436,558,423	14,407	7,579,767,619	2.95
14	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－新興国現地通貨建債券FD	774,415	9,491	7,350,011,973	9,549	7,394,888,835	2.88
15	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD（適格機関投資家専用）	754,592	9,331	7,041,097,952	9,592	7,238,046,464	2.82
16	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュアーズ株投信F（適格機関投資家専用）	505,720	13,874	7,016,824,542	13,874	7,016,359,280	2.73
17	日本	投資信託受益証券	リサーチ・アクティブ・オープンF（適格機関投資家専用）	432,676	15,580	6,741,437,121	15,973	6,911,133,748	2.69
18	日本	投資信託受益証券	ノムラコロンビア米国ハイ・イールドボンドファンドFD（適格機関投資家専用）	509,444	12,853	6,547,883,732	13,220	6,734,849,680	2.62
19	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンドF（適格機関投資家専用）	670,819	9,314	6,248,134,734	9,380	6,292,282,220	2.45
20	日本	投資信託受益証券	野村RAFI(R)日本株投信F（適格機関投資家専用）	312,661	14,404	4,503,569,044	14,566	4,554,220,126	1.77
21	日本	投資信託受益証券	ノムラコロンビア米国株バリュアーズ・ファンドFB（適格機関投資家専用）	375,644	10,709	4,022,771,596	11,202	4,207,964,088	1.64
22	日本	投資信託受益証券	JPM・USハイイールド・ボンド・フ	451,817	8,108	3,663,683,462	8,299	3,749,629,283	1.46

		益証券	ファンドFD (適格機関投資家専用)						
23	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB (適格機関投資家専用)	178,352	18,240	3,253,173,423	19,193	3,423,109,936	1.33
24	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)	211,064	15,357	3,241,309,848	15,541	3,280,145,624	1.28
25	日本	投資信託受益証券	JPM ジャパン50・オープンF (適格機関投資家専用)	246,121	13,059	3,214,094,139	13,248	3,260,611,008	1.27
26	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)	227,795	13,120	2,988,670,400	13,482	3,071,132,190	1.19
27	日本	投資信託受益証券	UBS 海外株式ファンドFB (適格機関投資家専用)	162,034	14,930	2,419,167,620	15,460	2,505,045,640	0.97
28	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスFD (適格機関投資家専用)	308,485	7,847	2,420,764,296	8,040	2,480,219,400	0.96
29	ケイマン	投資信託受益証券	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFD (JPY)	227,496	10,790	2,454,681,840	10,896	2,478,796,416	0.96
30	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンドFB (適格機関投資家専用)	94,523	23,174	2,190,476,002	24,156	2,283,297,588	0.89

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.34
合計	99.34

②【投資不動産物件】

マイストーリー分配型 (年6回) Aコース
該当事項はありません。

マイストーリー分配型 (年6回) Bコース
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

マイストーリー分配型 (年6回) Aコース
該当事項はありません。

マイストーリー分配型 (年6回) Bコース
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

平成26年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1 特定期間	(2006年 1月 20日)	5,932	5,990	1.0571	1.0673
第2 特定期間	(2006年 7月 20日)	6,583	6,650	1.0030	1.0132
第3 特定期間	(2007年 1月 22日)	7,249	7,389	1.0448	1.0650
第4 特定期間	(2007年 7月 20日)	7,680	7,831	1.0263	1.0465
第5 特定期間	(2008年 1月 21日)	7,068	7,069	0.9584	0.9586
第6 特定期間	(2008年 7月 22日)	5,865	5,909	0.9057	0.9125
第7 特定期間	(2009年 1月 20日)	4,443	4,493	0.7475	0.7559
第8 特定期間	(2009年 7月 21日)	4,180	4,228	0.8053	0.8145
第9 特定期間	(2010年 1月 20日)	4,157	4,199	0.8856	0.8946
第10 特定期間	(2010年 7月 20日)	3,679	3,716	0.8718	0.8806
第11 特定期間	(2011年 1月 20日)	3,354	3,387	0.9100	0.9188
第12 特定期間	(2011年 7月 20日)	2,983	3,012	0.8977	0.9065
第13 特定期間	(2012年 1月 20日)	2,627	2,654	0.8624	0.8712
第14 特定期間	(2012年 7月 20日)	2,338	2,346	0.8981	0.9011
第15 特定期間	(2013年 1月 21日)	2,238	2,245	0.9707	0.9737
第16 特定期間	(2013年 7月 22日)	2,285	2,292	1.0153	1.0183
第17 特定期間	(2014年 1月 20日)	2,126	2,132	1.0398	1.0428
第18 特定期間	(2014年 7月 22日)	2,337	2,343	1.0630	1.0660
	2013年 8月末日	2,186	—	0.9844	—
	9月末日	2,154	—	1.0130	—
	10月末日	2,138	—	1.0255	—
	11月末日	2,115	—	1.0278	—
	12月末日	2,118	—	1.0346	—
	2014年 1月末日	2,081	—	1.0225	—
	2月末日	2,086	—	1.0341	—
	3月末日	2,069	—	1.0306	—
	4月末日	2,221	—	1.0334	—
	5月末日	2,228	—	1.0502	—
	6月末日	2,341	—	1.0645	—
	7月末日	2,349	—	1.0693	—
	8月末日	2,354	—	1.0748	—

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

平成26年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1 特定期間	(2006年 1月 20日)	292,175	305,833	1.0696	1.1196
第2 特定期間	(2006年 7月 20日)	683,887	700,748	1.0303	1.0557
第3 特定期間	(2007年 1月 22日)	1,305,209	1,378,038	1.0861	1.1467
第4 特定期間	(2007年 7月 20日)	1,936,774	2,047,255	1.0658	1.1266
第5 特定期間	(2008年 1月 21日)	1,939,691	1,952,135	0.9041	0.9099
第6 特定期間	(2008年 7月 22日)	1,723,639	1,744,901	0.8755	0.8863
第7 特定期間	(2009年 1月 20日)	1,024,817	1,044,003	0.5769	0.5877
第8 特定期間	(2009年 7月 21日)	888,483	903,233	0.6506	0.6614
第9 特定期間	(2010年 1月 20日)	776,594	788,552	0.7014	0.7122
第10 特定期間	(2010年 7月 20日)	589,182	599,089	0.6423	0.6531
第11 特定期間	(2011年 1月 20日)	480,288	488,323	0.6455	0.6563
第12 特定期間	(2011年 7月 20日)	400,906	407,914	0.6179	0.6287
第13 特定期間	(2012年 1月 20日)	312,155	318,214	0.5564	0.5672
第14 特定期間	(2012年 7月 20日)	291,155	293,678	0.5770	0.5820
第15 特定期間	(2013年 1月 21日)	310,259	311,588	0.7006	0.7036
第16 特定期間	(2013年 7月 22日)	303,299	304,459	0.7842	0.7872
第17 特定期間	(2014年 1月 20日)	281,674	282,689	0.8329	0.8359
第18 特定期間	(2014年 7月 22日)	256,192	257,110	0.8367	0.8397
	2013年 8月末日	280,768	—	0.7468	—
	9月末日	288,992	—	0.7788	—
	10月末日	286,944	—	0.7889	—
	11月末日	287,613	—	0.8089	—
	12月末日	284,617	—	0.8353	—
	2014年 1月末日	270,944	—	0.8066	—
	2月末日	272,192	—	0.8190	—
	3月末日	266,935	—	0.8178	—
	4月末日	263,919	—	0.8226	—
	5月末日	262,513	—	0.8296	—
	6月末日	260,420	—	0.8411	—
	7月末日	257,519	—	0.8451	—
	8月末日	256,087	—	0.8565	—

② 【分配の推移】

マイストーリー分配型 (年6回) Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
--	------	-----------

第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	0.0226円
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	0.0106円
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	0.0206円
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0206円
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0006円
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0094円
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0122円
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	0.0180円
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	0.0170円
第10特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	0.0168円
第11特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	0.0164円
第12特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	0.0164円
第13特定期間	2011年7月21日～2012年1月20日	0.0164円
第14特定期間	2012年1月21日～2012年7月20日	0.0106円
第15特定期間	2012年7月21日～2013年1月21日	0.0090円
第16特定期間	2013年1月22日～2013年7月22日	0.0090円
第17特定期間	2013年7月23日～2014年1月20日	0.0090円
第18特定期間	2014年1月21日～2014年7月22日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	0.0742円
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	0.0362円
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	0.0718円
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0720円
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0174円
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0224円
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0224円
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	0.0224円
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	0.0224円
第10特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	0.0224円
第11特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	0.0224円
第12特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	0.0224円
第13特定期間	2011年7月21日～2012年1月20日	0.0224円
第14特定期間	2012年1月21日～2012年7月20日	0.0166円
第15特定期間	2012年7月21日～2013年1月21日	0.0130円
第16特定期間	2013年1月22日～2013年7月22日	0.0090円
第17特定期間	2013年7月23日～2014年1月20日	0.0090円
第18特定期間	2014年1月21日～2014年7月22日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	8.0%
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	△4.1%
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	6.2%
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.2%
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	△6.6%
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	△4.5%
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	△16.1%
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	10.1%
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	12.1%
第10特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	0.3%
第11特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	6.3%
第12特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	0.5%
第13特定期間	2011年7月21日～2012年1月20日	△2.1%
第14特定期間	2012年1月21日～2012年7月20日	5.4%
第15特定期間	2012年7月21日～2013年1月21日	9.1%
第16特定期間	2013年1月22日～2013年7月22日	5.5%
第17特定期間	2013年7月23日～2014年1月20日	3.3%
第18特定期間	2014年1月21日～2014年7月22日	3.1%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

	計算期間	収益率
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	14.4%
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	△0.3%
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	12.4%
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	4.8%
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	△13.5%
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	△0.7%
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	△31.5%
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	16.7%
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	11.3%
第10特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	△5.2%

第11 特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	4.0%
第12 特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	△0.8%
第13 特定期間	2011年7月21日～2012年1月20日	△6.3%
第14 特定期間	2012年1月21日～2012年7月20日	6.7%
第15 特定期間	2012年7月21日～2013年1月21日	23.7%
第16 特定期間	2013年1月22日～2013年7月22日	13.2%
第17 特定期間	2013年7月23日～2014年1月20日	7.4%
第18 特定期間	2014年1月21日～2014年7月22日	1.5%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1 特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	5,964,038,340	351,815,169	5,612,223,171
第2 特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	2,430,556,600	1,478,899,499	6,563,880,272
第3 特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	1,794,846,442	1,419,960,571	6,938,766,143
第4 特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	1,828,187,885	1,283,676,457	7,483,277,571
第5 特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	904,172,142	1,013,000,510	7,374,449,203
第6 特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	209,353,719	1,107,354,565	6,476,448,357
第7 特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	171,365,117	703,338,267	5,944,475,207
第8 特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	130,153,091	883,215,886	5,191,412,412
第9 特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	189,678,364	686,717,649	4,694,373,127
第10 特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	77,432,351	550,817,061	4,220,988,417
第11 特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	84,755,904	619,197,476	3,686,546,845
第12 特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	77,244,961	440,260,447	3,323,531,359
第13 特定期間	2011年7月21日～2012年1月20日	87,618,576	363,745,787	3,047,404,148
第14 特定期間	2012年1月21日～2012年7月20日	59,289,087	502,746,337	2,603,946,898
第15 特定期間	2012年7月21日～2013年1月21日	39,999,372	338,139,424	2,305,806,846
第16 特定期間	2013年1月22日～2013年7月22日	194,010,769	248,879,986	2,250,937,629
第17 特定期間	2013年7月23日～2014年1月20日	30,426,345	236,111,279	2,045,252,695
第18 特定期間	2014年1月21日～2014年7月22日	286,048,057	132,719,422	2,198,581,330

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1 特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	275,162,822,967	2,006,178,986	273,156,643,981
第2 特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	397,996,861,695	7,363,294,462	663,790,211,214

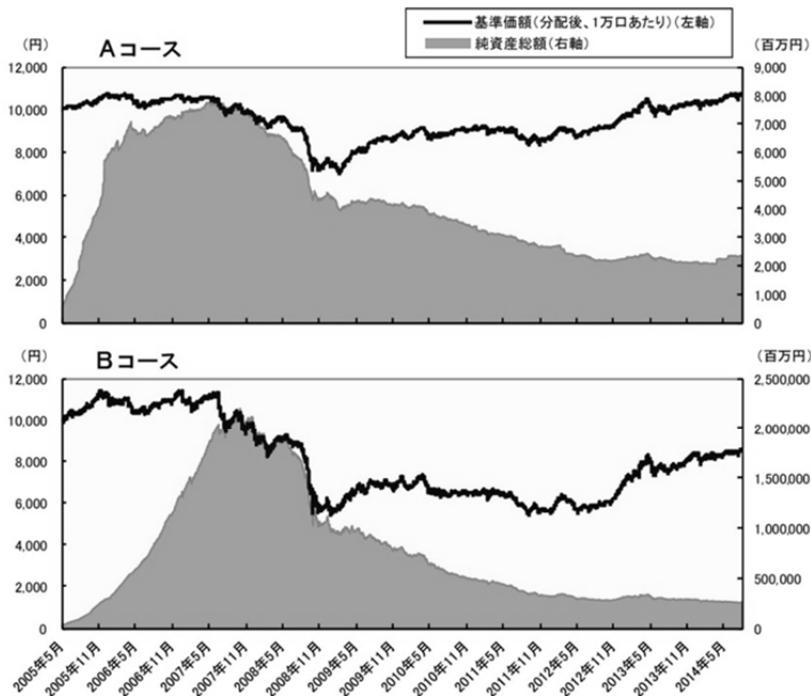
第3 特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	556,319,926,360	18,316,392,227	1,201,793,745,347
第4 特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	652,260,217,872	36,933,337,934	1,817,120,625,285
第5 特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	391,659,510,547	63,330,656,484	2,145,449,479,348
第6 特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	30,670,600,222	207,415,680,307	1,968,704,399,263
第7 特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	17,168,536,759	209,339,082,957	1,776,533,853,065
第8 特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	16,831,865,186	427,684,140,526	1,365,681,577,725
第9 特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	11,608,859,810	270,099,159,192	1,107,191,278,343
第10 特定期間	2010年1月21日～2010年7月20日	9,554,351,205	199,431,153,381	917,314,476,167
第11 特定期間	2010年7月21日～2011年1月20日	7,565,159,582	180,879,477,303	744,000,158,446
第12 特定期間	2011年1月21日～2011年7月20日	6,673,352,977	101,834,621,156	648,838,890,267
第13 特定期間	2011年7月21日～2012年1月20日	6,015,863,774	93,854,014,321	561,000,739,720
第14 特定期間	2012年1月21日～2012年7月20日	5,776,159,549	62,203,085,136	504,573,814,133
第15 特定期間	2012年7月21日～2013年1月21日	3,461,952,038	65,187,623,632	442,848,142,539
第16 特定期間	2013年1月22日～2013年7月22日	1,809,552,377	57,881,702,884	386,775,992,032
第17 特定期間	2013年7月23日～2014年1月20日	1,404,580,126	49,995,072,001	338,185,500,157
第18 特定期間	2014年1月21日～2014年7月22日	1,060,801,175	33,041,395,858	306,204,905,474

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

運用実績 (2014年8月29日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次:設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース	
2014年7月	30 円
2014年5月	30 円
2014年3月	30 円
2014年1月	30 円
2013年11月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	2,442 円

Bコース	
2014年7月	30 円
2014年5月	30 円
2014年3月	30 円
2014年1月	30 円
2013年11月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	5,074 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

Aコース

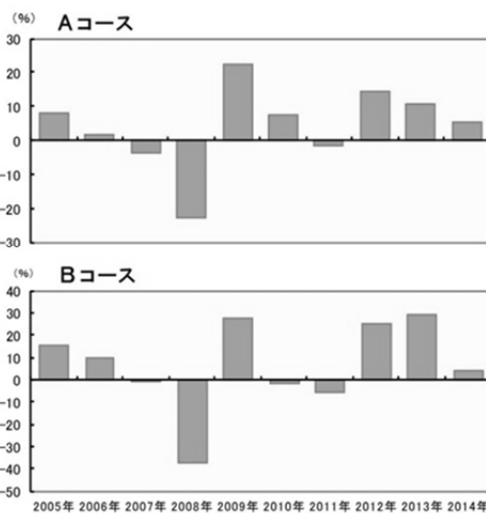
順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております(1,2,4,8,10位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FC	10.6
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFC	7.3
3	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FC	6.3
4	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FC	5.9
5	野村エマージング債券ファンドFC	4.7
6	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC	4.0
7	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FC	3.9
8	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FC	3.8
9	ノムラAMP豪州債券ファンドFC	3.7
10	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFC	3.5

Bコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております(1,2,4,7,10位を除く。))	投資比率 (%)
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－欧州債券FD	10.7
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD	7.5
3	ノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型)FD	6.3
4	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FD	6.1
5	野村エマージング債券ファンドFD	4.8
6	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD	4.0
7	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FD	3.9
8	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタムBM型)FD	3.9
9	ノムラAMP豪州債券ファンドFD	3.7
10	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンドFD	3.5

年間収益率の推移

(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
 ・2005年は設定日(2005年5月30日)から年末までの収益率。
 ・2014年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、当該投資者が保有する「マイストーリー分配型（年6回）Aコース」または「マイストーリー分配型（年6回）Bコース」の受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込（スイッチングの申込みを含みます）の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込（スイッチングの申込みを含みます）の受付を取り消す場合があります。[※]

※上記の買付のお申込みの受付の中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

<申込手数料>

(i) 取得申込日の翌々営業日の基準価額に、2.16%（税抜2.0%）以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうも

のとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(平成17年5月30日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年1月21日から3月20日まで、3月21日から5月20日まで、5月21日から7月20日まで、7月21日から9月20日まで、9月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年1月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの

信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年 1 月、7 月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年 1 月、7 月の決算日を基準に作成し 3 ヶ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべ

き旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i)または「(e) 信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

(i) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(ii) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

<ファンドの信託約款の変更>

平成26年12月1日適用で下記の内容等の約款変更を予定しております。(下線部_____は変更部分を、「●」は信託約款において該当する条項の番号を示します。)

○新設

(変更後)	(変更前)
<p><u>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</u> <u>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。</u></p>	<新設>

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金（解約）請求権

■換金（解約）の単位■

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金（解約）代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【ファンドの経理状況】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成26年1月21日から平成26年7月22日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 8 月 29 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型（年 6 回）A コースの平成 26 年 1 月 21 日から平成 26 年 7 月 22 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型（年 6 回）A コースの平成 26 年 7 月 22 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【マイストーリー分配型（年6回）Aコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成26年1月20日現在)	当期 (平成26年7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	30,813,309	28,475,907
投資信託受益証券	2,104,042,970	2,317,977,057
未収入金	-	1,890,000
未収配当金	2,074,260	-
未収利息	66	55
流動資産合計	2,136,930,605	2,348,343,019
資産合計	2,136,930,605	2,348,343,019
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,384,231
未払収益分配金	6,135,758	6,595,743
未払解約金	1,391,537	29
未払受託者報酬	81,533	93,700
未払委託者報酬	2,735,037	3,143,208
その他未払費用	7,392	8,498
流動負債合計	10,351,257	11,225,409
負債合計	10,351,257	11,225,409
純資産の部		
元本等		
元本	2,045,252,695	2,198,581,330
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	81,326,653	138,536,280
(分配準備積立金)	155,301,833	175,376,398
元本等合計	2,126,579,348	2,337,117,610
純資産合計	2,126,579,348	2,337,117,610
負債純資産合計	2,136,930,605	2,348,343,019

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成25年7月23日 至 平成26年1月20日	当期 自 平成26年1月21日 至 平成26年7月22日
営業収益		
受取配当金	29,906,500	27,499,630
受取利息	9,782	10,828
有価証券売買等損益	44,935,362	49,578,077
営業収益合計	74,851,644	77,088,535
営業費用		
受託者報酬	247,859	255,748
委託者報酬	8,314,390	8,579,076

その他費用	22,466	23,191
営業費用合計	8,584,715	8,858,015
営業利益又は営業損失(△)	66,266,929	68,230,520
経常利益又は経常損失(△)	66,266,929	68,230,520
当期純利益又は当期純損失(△)	66,266,929	68,230,520
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,637,450	542,097
期首剰余金又は期首欠損金(△)	34,503,669	81,326,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	602,678	12,890,376
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	602,678	12,890,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,963,256	4,270,555
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,963,256	4,270,555
分配金	18,720,817	19,098,617
期末剰余金又は期末欠損金(△)	81,326,653	138,536,280

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年1月21日から平成26年7月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成26年1月20日現在	当期 平成26年7月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,045,252,695口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,198,581,330口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0398円 (10,000口当たり純資産額) (10,398円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0630円 (10,000口当たり純資産額) (10,630円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自平成25年7月23日 至平成26年1月20日	当期 自平成26年1月21日 至平成26年7月22日																		
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は信託約款に定める「別に定める信託」の合計金額となっております。 支払金額 313,946,069円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>平成25年7月23日から平成25年9月20日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,297,181円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,297,181円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は信託約款に定める「別に定める信託」の合計金額となっております。 支払金額 293,744,138円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>平成26年1月21日から平成26年3月20日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,731,256円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,731,256円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	7,297,181円																	
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	6,731,256円																	
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0円																	

後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	31,966,169円
分配準備積立金額	D	156,418,624円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	195,681,974円
当ファンドの期末残存口数	F	2,128,804,013口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	919円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,386,412円

平成25年9月21日から平成25年11月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,007,680円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	31,339,199円
分配準備積立金額	D	152,546,753円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	192,893,632円
当ファンドの期末残存口数	F	2,066,215,904口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	933円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,198,647円

平成25年11月21日から平成26年1月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,997,291円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	32,482,102円
分配準備積立金額	D	152,440,300円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	193,919,693円
当ファンドの期末残存口数	F	2,045,252,695口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	948円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,135,758円

後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	33,156,465円
分配準備積立金額	D	152,533,161円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	192,420,882円
当ファンドの期末残存口数	F	2,021,195,223口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	952円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,063,585円

平成26年3月21日から平成26年5月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,919,853円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	47,949,502円
分配準備積立金額	D	150,251,130円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	206,120,485円
当ファンドの期末残存口数	F	2,146,429,754口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	960円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,439,289円

平成26年5月21日から平成26年7月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,921,348円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	25,016,653円
収益調整金額	C	56,781,080円
分配準備積立金額	D	148,034,140円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	238,753,221円
当ファンドの期末残存口数	F	2,198,581,330口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,085円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,595,743円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成25年7月23日 至 平成26年1月20日	当期 自 平成26年1月21日 至 平成26年7月22日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

<p>なっております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 平成 26 年 1 月 20 日現在	当期 平成 26 年 7 月 22 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成 25 年 7 月 23 日 至 平成 26 年 1 月 20 日	当期 自 平成 26 年 1 月 21 日 至 平成 26 年 7 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

	前期 自 平成 25 年 7 月 23 日 至 平成 26 年 1 月 20 日	当期 自 平成 26 年 1 月 21 日 至 平成 26 年 7 月 22 日
期首元本額	2,250,937,629 円	2,045,252,695 円
期中追加設定元本額	30,426,345 円	286,048,057 円
期中一部解約元本額	236,111,279 円	132,719,422 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成 25 年 7 月 23 日 至 平成 26 年 1 月 20 日	当期 自 平成 26 年 1 月 21 日 至 平成 26 年 7 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	31,587,417	49,519,922
合計	31,587,417	49,519,922

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年7月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年7月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)		32,393,280	
		リサーチ・アクティブ・オープンF (適格機関投資家専用)		55,950,054	
		フィデリティ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)		44,304,945	
		ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンF (適格機関投資家専用)		29,398,560	
		フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFC (適格機関投資家専用)		72,098,343	
		JPM ジャパン50・オープンF (適格機関投資家専用)		44,126,361	
		ノムラMeriten ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFC (適格機関投資家専用)		21,089,574	
		アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FC (適格機関投資家専用)		93,697,653	
		アイエヌジー・欧州債券ファンドFC (適格機関投資家専用)		79,590,940	
		UBS 海外株式ファンドF (適格機関投資家専用)		22,689,925	
		LM・米国債券コア・プラスFC (適格機関投資家専用)		14,975,543	
		ノムラAMP 豪州債券ファンドFC (適格機関投資家専用)		74,046,264	
		JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFC (適格機関投資家専用)		33,331,002	
		MFS 欧州株ファンドF (適格機関投資家専用)		20,211,072	
		キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)		52,411,619	
		野村エマージング債券ファンドFC (適格機関投資家専用)		110,232,969	
		ノムラコロンビア米国株バリュエーター・ファンドF (適格機関投資家専用)		38,169,459	
ストラテジック・バリュエーター・オープンF (適格機関投資家専用)		70,229,630			
野村海外株式ファンドF (適格機関		19,837,682			

投資家専用)			
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)		31,940,692	
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンドF (適格機関投資家専用)		7,192,416	
ノムラ海外債券ファンド (カスタムBM型) FC (適格機関投資家専用)		160,767,138	
ノムラーモンドリアン海外債券ファンド (カスタムBM型) FC (適格機関投資家専用)		97,241,400	
ノムラージャナス・インテック海外株式ファンドF (適格機関投資家専用)		22,708,374	
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF (適格機関投資家専用)		18,373,523	
ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンドFC (適格機関投資家専用)		67,110,050	
野村 RAFI (R) 日本株投信 F (適格機関投資家専用)		48,757,540	
アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信 F (適格機関投資家専用)		68,237,250	
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタムBM型) FC		54,986,118	
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC		18,792,501	
PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナルFC (JPY、ヘッジド)		9,036,118	
NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株 FC		17,154,720	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC		160,035,456	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券 FC		138,320,190	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国現地通貨建債券FC		66,825,072	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券 FC		89,806,236	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 欧州債券 FC		237,354,448	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIV - 欧州ハイ・イールド・ボンド FC		74,552,940	

	小計	銘柄数 : 38 組入時価比率 : 99.2%		2,317,977,057 100.0%
合計				2,317,977,057

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 8 月 29 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型（年 6 回）B コースの平成 26 年 1 月 21 日から平成 26 年 7 月 22 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型（年 6 回）B コースの平成 26 年 7 月 22 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【マイストーリー分配型（年6回）Bコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成26年1月20日現在)	当期 (平成26年7月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,815,688,559	3,456,412,000
投資信託受益証券	278,994,437,084	253,690,560,324
未収入金	524,062,049	1,267,519,883
未収配当金	307,879,935	-
未収利息	8,223	6,677
流動資産合計	283,642,075,850	258,414,498,884
資産合計	283,642,075,850	258,414,498,884
負債の部		
流動負債		
未払金	-	369,808,421
未払収益分配金	1,014,556,500	918,614,716
未払解約金	572,289,784	562,240,235
未払受託者報酬	10,989,890	10,726,328
未払委託者報酬	368,660,681	359,819,515
その他未払費用	999,063	975,100
流動負債合計	1,967,495,918	2,222,184,315
負債合計	1,967,495,918	2,222,184,315
純資産の部		
元本等		
元本	338,185,500,157	306,204,905,474
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△56,510,920,225	△50,012,590,905
(分配準備積立金)	3,983,988,896	4,303,731,830
元本等合計	281,674,579,932	256,192,314,569
純資産合計	281,674,579,932	256,192,314,569
負債純資産合計	283,642,075,850	258,414,498,884

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成25年7月23日 至 平成26年1月20日	当期 自 平成26年1月21日 至 平成26年7月22日
営業収益		
受取配当金	4,650,855,056	4,114,606,651
受取利息	1,181,116	976,439
有価証券売買等損益	16,375,872,529	755,259,335
営業収益合計	21,027,908,701	4,870,842,425
営業費用		
受託者報酬	32,992,057	31,409,723
委託者報酬	1,106,733,184	1,053,653,559

その他費用	2,999,217	2,855,367
営業費用合計	1,142,724,458	1,087,918,649
営業利益又は営業損失(△)	19,885,184,243	3,782,923,776
経常利益又は経常損失(△)	19,885,184,243	3,782,923,776
当期純利益又は当期純損失(△)	19,885,184,243	3,782,923,776
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	169,936,653	176,599,572
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△83,476,405,505	△56,510,920,225
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,758,221,099	5,936,468,989
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,758,221,099	5,936,468,989
剰余金減少額又は欠損金増加額	297,650,977	187,561,629
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	297,650,977	187,561,629
分配金	3,210,332,432	2,856,902,244
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△56,510,920,225	△50,012,590,905

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年1月21日から平成26年7月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成26年1月20日現在	当期 平成26年7月22日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 338,185,500,157口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 306,204,905,474口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 56,510,920,225円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 50,012,590,905円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8329円 (10,000口当たり純資産額) (8,329円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8367円 (10,000口当たり純資産額) (8,367円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自平成25年7月23日 至平成26年1月20日	当期 自平成26年1月21日 至平成26年7月22日
1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は信託約款に定める「別に定める信託」の合計金額となっております。 支払金額 313,946,069円	1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は信託約款に定める「別に定める信託」の合計金額となっております。 支払金額 293,744,138円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

平成 25 年 7 月 23 日から平成 25 年 9 月 20 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,192,041,350 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,766,014,895 円
分配準備積立金額	D	3,401,012,715 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,359,068,960 円
当ファンドの期末残存口数	F	372,285,629,456 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	251 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,116,856,888 円

平成 25 年 9 月 21 日から平成 25 年 11 月 20 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,463,253,235 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,607,738,130 円
分配準備積立金額	D	3,370,347,478 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,441,338,843 円
当ファンドの期末残存口数	F	359,639,681,355 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	262 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,078,919,044 円

平成 25 年 11 月 21 日から平成 26 年 1 月 20 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,457,571,564 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,338,272,411 円
分配準備積立金額	D	3,540,973,832 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,336,817,807 円
当ファンドの期末残存口数	F	338,185,500,157 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	276 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,014,556,500 円

平成 26 年 1 月 21 日から平成 26 年 3 月 20 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,053,724,425 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,212,632,113 円
分配準備積立金額	D	3,877,858,867 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,144,215,405 円
当ファンドの期末残存口数	F	328,006,797,458 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	278 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	984,020,392 円

平成 26 年 3 月 21 日から平成 26 年 5 月 20 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,272,499,612 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,089,195,904 円
分配準備積立金額	D	3,834,717,024 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,196,412,540 円
当ファンドの期末残存口数	F	318,089,045,561 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	289 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	954,267,136 円

平成 26 年 5 月 21 日から平成 26 年 7 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,217,195,501 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,940,443,418 円
分配準備積立金額	D	4,005,151,045 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,162,789,964 円
当ファンドの期末残存口数	F	306,204,905,474 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	299 円
10,000 口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	918,614,716 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成 25 年 7 月 23 日 至 平成 26 年 1 月 20 日	当期 自 平成 26 年 1 月 21 日 至 平成 26 年 7 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リス	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

クなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 平成 26 年 1 月 20 日現在	当期 平成 26 年 7 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成 25 年 7 月 23 日 至 平成 26 年 1 月 20 日	当期 自 平成 26 年 1 月 21 日 至 平成 26 年 7 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

	前期 自 平成 25 年 7 月 23 日 至 平成 26 年 1 月 20 日	当期 自 平成 26 年 1 月 21 日 至 平成 26 年 7 月 22 日
期首元本額	386,775,992,032 円	338,185,500,157 円
期中追加設定元本額	1,404,580,126 円	1,060,801,175 円
期中一部解約元本額	49,995,072,001 円	33,041,395,858 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成 25 年 7 月 23 日 至 平成 26 年 1 月 20 日	当期 自 平成 26 年 1 月 21 日 至 平成 26 年 7 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	13,076,469,924	4,599,900,308
合計	13,076,469,924	4,599,900,308

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年7月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年7月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)		3,135,916,160	
		リサーチ・アクティブ・オープンF (適格機関投資家専用)		5,830,356,294	
		フィデリティ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)		4,542,662,028	
		フィデリティ・USハイ・イールド・ファンドFD (適格機関投資家専用)		7,862,356,586	
		ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB (適格機関投資家専用)		3,197,007,868	
		JPM ジャパン50・オープンF (適格機関投資家専用)		4,759,039,134	
		ノムラーMeriten ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープンFD (適格機関投資家専用)		2,192,180,514	
		アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD (適格機関投資家専用)		10,050,520,092	
		アイエヌジー・欧州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)		8,791,167,010	
		UBS 海外株式ファンドFB (適格機関投資家専用)		2,472,930,550	
		LM・米国債券コア・プラスFD (適格機関投資家専用)		1,678,446,120	
		ノムラーAMP 豪州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)		8,136,950,613	
		JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)		3,558,225,972	
		MFS 欧州株ファンドFB (適格機関投資家専用)		2,135,111,488	
		キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)		5,623,257,407	
		野村エマージング債券ファンドFD (適格機関投資家専用)		12,118,796,080	
		ノムラーコロンビア米国株バリュエーション・ファンドFB (適格機関投資家専用)		4,194,651,046	
ストラテジック・バリュエーション・オープ		7,511,351,996			

ン F (適格機関投資家専用)			
野村海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		2,133,508,160	
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FD (適格機関投資家専用)		3,581,416,011	
シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		778,197,030	
ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)		17,773,962,624	
ノムラーモンドリアン海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)		10,810,120,077	
ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		2,376,934,006	
東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		2,004,460,706	
ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD (適格機関投資家専用)		7,314,166,739	
野村 RAFI (R) 日本株投信 F (適格機関投資家専用)		4,740,658,884	
アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株投信 F (適格機関投資家専用)		6,993,319,125	
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD		6,155,486,920	
MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD		2,093,176,048	
PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナル FD (JPY)		2,454,681,840	
NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国株 FD		1,801,089,326	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 米国ハイ・イールド・ボンド FD		17,384,604,255	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 新興国債券 FD		15,596,396,949	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 新興国現地通貨建債券 FD		7,473,460,166	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 米国債券 FD		10,045,888,272	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド II - 欧州債券 FD		26,393,061,084	
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド IV - 欧州ハイ・イールド・		7,995,045,144	

		ボンドFD		
	小計	銘柄数：38		253,690,560,324
		組入時価比率：99.0%		100.0%
	合計			253,690,560,324

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

平成26年8月29日現在

I 資産総額	2,379,818,945円
II 負債総額	25,081,842円
III 純資産総額（I－II）	2,354,737,103円
IV 発行済口数	2,190,858,790口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0748円

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

平成26年8月29日現在

I 資産総額	258,497,259,577円
II 負債総額	2,409,943,034円
III 純資産総額（I－II）	256,087,316,543円
IV 発行済口数	298,992,648,757口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8565円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成26年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

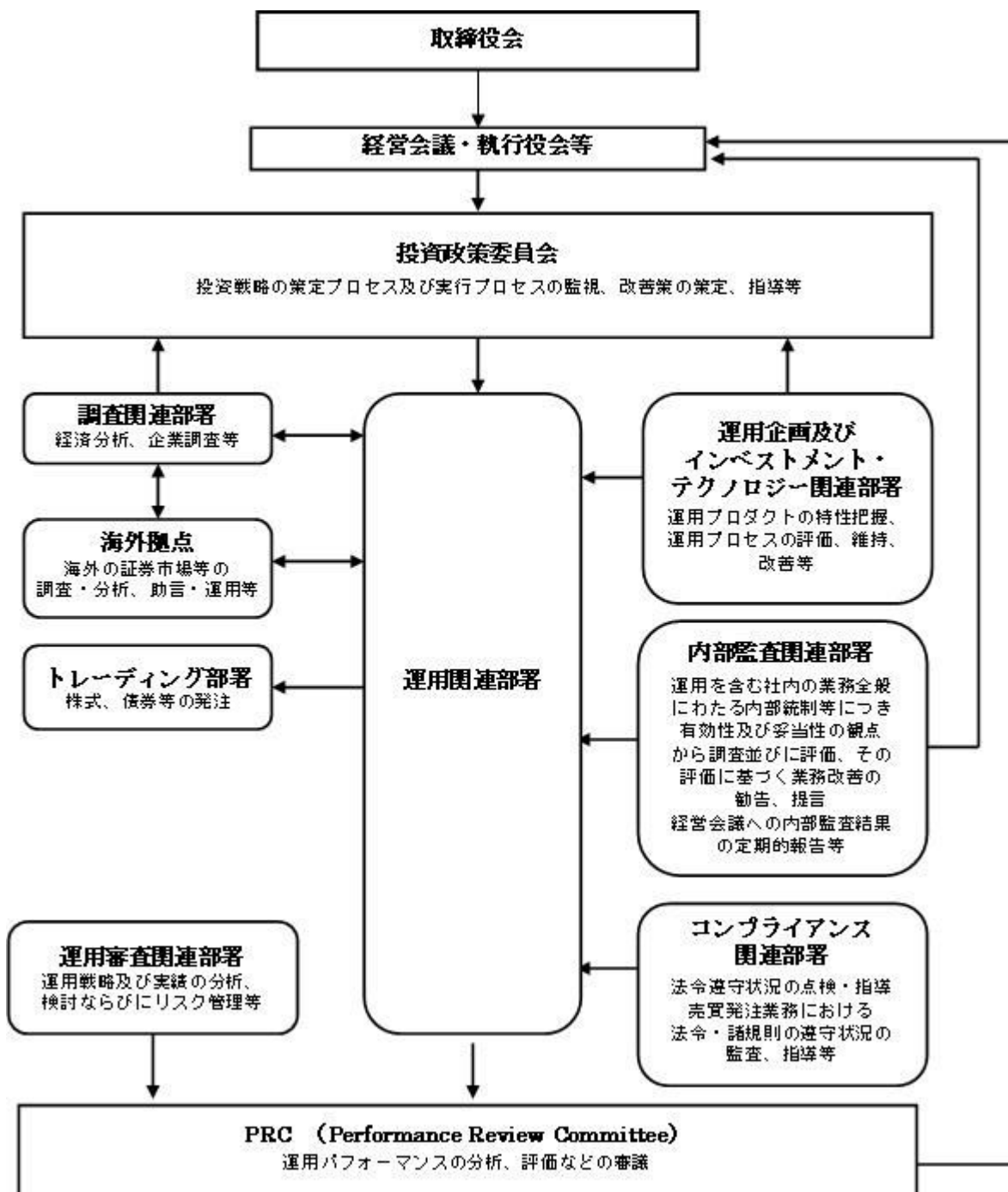
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 26 年 7 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	820	14,514,862
単位型株式投資信託	45	230,086
追加型公社債投資信託	18	6,379,481
単位型公社債投資信託	51	542,546
合計	934	21,666,975

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 6 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原尚

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 55 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者に

よって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			333		247
金銭の信託			51,061		51,758
有価証券			4,500		11,800
前払金			-		0
前払費用			29		28
未収入金			271		287
未収委託者報酬			8,651		10,741
未収収益			4,224		5,999
繰延税金資産			1,504		2,010
その他			12		159
貸倒引当金			△6		△8
流動資産計			70,582		83,026
固定資産					
有形固定資産			1,470		1,508
建物	※2	485		442	
器具備品	※2	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

区分	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	※1		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	※1		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716
負債合計			25,385		27,907
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			71,942		80,249
資本剰余金			17,180		17,180
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			11,729		11,729
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			△30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			74,067		87,258
運用受託報酬			17,516		24,589
その他営業収益			163		188
営業収益計			91,747		112,036
営業費用					
支払手数料			37,925		44,194
広告宣伝費			768		793
公告費			0		0
受益証券発行費			5		6
調査費			16,591		20,794
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費			903		941
営業雑経費			2,616		2,926
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計			58,810		69,656
一般管理費					
給料			10,039		11,091
役員報酬	※2	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費			122		131
旅費交通費			446		454
租税公課			289		387
不動産賃借料			1,242		1,212
退職給付費用			1,067		1,069
固定資産減価償却費			4,106		3,518
諸経費			6,273		6,596
一般管理費計			23,589		24,460
営業利益			9,347		17,919

		前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		-	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	※ 1	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		-	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		-	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		-	
投資有価証券償還損		-		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	※ 3	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		△90
当期純利益			6,510		12,273

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			株主 資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剰余金の配当						△3,090	△3,090	△3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剰余金の配当				△3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,965	△43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	△43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	△30	4,628	76,570

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	8,307	8,307	8,307
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,659	△30	4,628	76,570
当期変動額				
剰余金の配当				△3,966
当期純利益				12,273
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,020	30	2,051	2,051
当期変動額合計	2,020	30	2,051	10,358
当期末残高	6,679	—	6,679	86,929

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの … 移動平均法による原価法</p>								
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>								
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に 取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によって おります。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="751 701 1050 824"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェア については社内における利用可能期間に基づく定額法によっ ております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企 業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末ま での期間に帰属させる方法については、期間定額基準によって おります。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時 の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとして おります。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生 した事業年度の翌期に一括して費用処理することとして おります。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、 その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 による定額法により、発生した事業年度から費用処理する こととしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金につ いて、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の 支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
<p>5. 消費税等の会計処理方法</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によ り、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用 として処理しております。</p>								

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)												
<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">2,368百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,584</td> </tr> </table>	未払金	2,368百万円	未払費用	1,584	<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">4,601百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,607</td> </tr> </table>	未払金	4,601百万円	未払費用	1,607				
未払金	2,368百万円												
未払費用	1,584												
未払金	4,601百万円												
未払費用	1,607												
<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">518百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,524</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,043</td> </tr> </table>	建物	518百万円	器具備品	2,524	合計	3,043	<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">565百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,849</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,414</td> </tr> </table>	建物	565百万円	器具備品	2,849	合計	3,414
建物	518百万円												
器具備品	2,524												
合計	3,043												
建物	565百万円												
器具備品	2,849												
合計	3,414												

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支払利息 5
※2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118	※3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 6 ソフトウェア 11 合計 17

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 10,043百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 1,950円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日 平成26年6月2日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(5)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6)短期借入金	3,000	3,000	-
(7)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(9)未払費用	6,979	6,979	-
(10)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	247	247	-
(2) 金銭の信託	51,758	51,758	-
(3) 未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5) 関係会社株式	3,064	141,441	138,377
資産計	88,278	226,656	138,377
(6) 未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7) 未払費用	8,420	8,420	-
(8) 未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によります。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託(※1)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	—
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	—
投資信託	708	—	60
合計	730	6	60

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4. その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	11,800	11,800	—
小計	11,800	11,800	—
合計	22,467	12,082	10,384

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
投資信託	761	—	51
合計	761	—	51

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)	
イ. 退職給付債務	△15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△813
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△813
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	△237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>15,680</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>14,786</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△347</u>
前払年金費用	△347
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△347</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>899</u>

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)																																																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,050</td> </tr> <tr> <td> 賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,181</td> </tr> <tr> <td> 所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">501</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">184</td> </tr> <tr> <td> ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td> 減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">208</td> </tr> <tr> <td> 時効後支払引当金</td> <td style="text-align: right;">178</td> </tr> <tr> <td> 子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td> 未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">90</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">292</td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">124</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,189</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△2,704</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,485</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2,620</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,620</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">135</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,050	賞与引当金	1,181	所有株式税務簿価通算差異	776	投資有価証券評価減	501	未払事業税	184	ゴルフ会員権評価減	408	減価償却超過額	208	時効後支払引当金	178	子会社株式売却損	172	未払社会保険料	90	退職給付引当金	292	繰延ヘッジ損失	18	その他	124	繰延税金資産小計	5,189	評価性引当金	△2,704	繰延税金資産計	2,485	繰延税金負債		有価証券評価差額金	2,620	前払年金費用	-	繰延税金負債計	2,620	繰延税金負債(純額)	135	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,947</td> </tr> <tr> <td> 賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,434</td> </tr> <tr> <td> 所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">776</td> </tr> <tr> <td> 投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">502</td> </tr> <tr> <td> 未払事業税</td> <td style="text-align: right;">425</td> </tr> <tr> <td> ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">408</td> </tr> <tr> <td> 減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td> 時効後支払引当金</td> <td style="text-align: right;">181</td> </tr> <tr> <td> 子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td> 未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td> 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">126</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,284</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td style="text-align: right;">△3,602</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,681</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,757</td> </tr> <tr> <td> 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">125</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,882</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,200</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,947	賞与引当金	1,434	所有株式税務簿価通算差異	776	投資有価証券評価減	502	未払事業税	425	ゴルフ会員権評価減	408	減価償却超過額	206	時効後支払引当金	181	子会社株式売却損	172	未払社会保険料	100	退職給付引当金	-	繰延ヘッジ損失	-	その他	126	繰延税金資産小計	6,284	評価性引当金	△3,602	繰延税金資産計	2,681	繰延税金負債		有価証券評価差額金	3,757	前払年金費用	125	繰延税金負債計	3,882	繰延税金負債(純額)	1,200
繰延税金資産	百万円																																																																																								
関係会社株式評価減	1,050																																																																																								
賞与引当金	1,181																																																																																								
所有株式税務簿価通算差異	776																																																																																								
投資有価証券評価減	501																																																																																								
未払事業税	184																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	408																																																																																								
減価償却超過額	208																																																																																								
時効後支払引当金	178																																																																																								
子会社株式売却損	172																																																																																								
未払社会保険料	90																																																																																								
退職給付引当金	292																																																																																								
繰延ヘッジ損失	18																																																																																								
その他	124																																																																																								
繰延税金資産小計	5,189																																																																																								
評価性引当金	△2,704																																																																																								
繰延税金資産計	2,485																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
有価証券評価差額金	2,620																																																																																								
前払年金費用	-																																																																																								
繰延税金負債計	2,620																																																																																								
繰延税金負債(純額)	135																																																																																								
繰延税金資産	百万円																																																																																								
関係会社株式評価減	1,947																																																																																								
賞与引当金	1,434																																																																																								
所有株式税務簿価通算差異	776																																																																																								
投資有価証券評価減	502																																																																																								
未払事業税	425																																																																																								
ゴルフ会員権評価減	408																																																																																								
減価償却超過額	206																																																																																								
時効後支払引当金	181																																																																																								
子会社株式売却損	172																																																																																								
未払社会保険料	100																																																																																								
退職給付引当金	-																																																																																								
繰延ヘッジ損失	-																																																																																								
その他	126																																																																																								
繰延税金資産小計	6,284																																																																																								
評価性引当金	△3,602																																																																																								
繰延税金資産計	2,681																																																																																								
繰延税金負債																																																																																									
有価証券評価差額金	3,757																																																																																								
前払年金費用	125																																																																																								
繰延税金負債計	3,882																																																																																								
繰延税金負債(純額)	1,200																																																																																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△10.1%</td> </tr> <tr> <td> 住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td> タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">2.1%</td> </tr> <tr> <td> 外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.0%</td> </tr> <tr> <td> 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">10.3%</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">△1.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">39.2%</td> </tr> </table>	法定実効税率(調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	2.1%	外国税額控除	△0.0%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	関係会社株式評価減	10.3%	その他	△1.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率(調整)</td> <td style="text-align: right;">38.0%</td> </tr> <tr> <td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td> 受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△6.7%</td> </tr> <tr> <td> 住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td> タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">1.4%</td> </tr> <tr> <td> 外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0.3%</td> </tr> <tr> <td> 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.5%</td> </tr> <tr> <td> 関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">4.7%</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">△0.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">37.9%</td> </tr> </table>	法定実効税率(調整)	38.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	1.4%	外国税額控除	△0.3%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%	関係会社株式評価減	4.7%	その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%																																																
法定実効税率(調整)	38.0%																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%																																																																																								
住民税等均等割	0.0%																																																																																								
タックスヘイブン税制	2.1%																																																																																								
外国税額控除	△0.0%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-																																																																																								
関係会社株式評価減	10.3%																																																																																								
その他	△1.6%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%																																																																																								
法定実効税率(調整)	38.0%																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%																																																																																								
住民税等均等割	0.0%																																																																																								
タックスヘイブン税制	1.4%																																																																																								
外国税額控除	△0.3%																																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%																																																																																								
関係会社株式評価減	4.7%																																																																																								
その他	△0.1%																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%																																																																																								
	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。</p> <p>この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額(貸方)は111百万円減少しております。</p>																																																																																								

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	—

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計	173,289
固定資産合計	239,585
流動負債合計	119,860
固定負債合計	20,742
純資産合計	272,272
売上高	337,340
税引前当期純利益	34,116
当期純利益	21,546

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	8,000	短期借入金	-
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	-
							借入金利息の支払	6	未払費用	-

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,866円12銭	1株当たり純資産額	16,877円25銭
1株当たり当期純利益	1,264円08銭	1株当たり当期純利益	2,382円87銭
<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 6,510百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 6,510百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>		<p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 12,273百万円</p> <p>普通株式に係る当期純利益 12,273百万円</p> <p>普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。</p> <p>普通株式の期中平均株式数 5,150,693株</p>	

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

(マイストーリー一分配型 (年6回) A コース)

運用の基本方針

約款第 22 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券(投資信託の受益証券(投資法人の投資証券を含みます。))。以下同じ。)を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主として、世界の債券※を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

※国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(以下「ハイ・イールド債」)およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下「エマージング・マーケット債」)を含みます。

② 投資する投資信託証券で、世界の債券に実質的に投資する投資信託証券および世界の株式に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

③ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。))への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 25%程度となることを目途として、投資信託証券を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債(当該投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。))への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 30%~45%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。))の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないません。

⑤ 指定投資信託証券は定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する

投資信託証券等（ファンド設定時以降に設定された投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

⑥ 運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社に投資信託証券の運用の指図（指定投資信託証券の見直しを含む。）に関する権限を委託します。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ デリバティブの直接利用は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
マイストーリー分配型（年6回）Aコース
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金5,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については5,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口

単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、販売会社が独自に定めるものとします。

⑤ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、当該基準価額に販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑦ 第1項および第5項の規定にかかわらず、当該各項における取得申込日が別に定める海外市場休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するもの

とします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者（第23条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第24条、第25条、第30条、第31条および第33条について同じ。）は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 21 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 26 条において同じ。））、第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 25 条および第 32 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(運用の権限委託)

第 23 条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に掲げる権限を次の者に委託します。

委託する範囲	: 投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
委託先名称	: 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
委託先所在地	: 東京都中央区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬額は、別に定める信託（この信託を含みます。）の信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）の合計額に次の率を乗じて得た額とし、当該各信託の信託約款の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成 17 年 7 月以降の毎年 1 月および 7 月における信託報酬支弁のときおよび信託契約終了のときに支払うものとします。

(平均純資産総額の合計額)	(率)
500 億円以下の部分	年 1 万分の 21
500 億円超の部分	年 1 万分の 22

③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 50 以上となる投資の指図をしません。

(公社債の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ

ます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託証券等の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 33 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 34 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、

信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から3月20日までおよび3月21日から5月20日までおよび5月21日から7月20日までおよび7月21日から9月20日までおよび9月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成17年7月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の76の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する

金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第43条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属し

ます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第43条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める海外市場休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載

した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする

旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第44条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委

託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 30 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 5 項および第 6 項ならびに第 23 条第 2 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 マイストーリー分配型 (年 6 回) A コース

追加型証券投資信託 マイストーリー分配型 (年 6 回) B コース

2. 別に定める投資信託証券

約款第 21 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券 (振替受益権または振替投資口を含みます。) をいいます。

追加型証券投資信託 ノムラ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 リサーチ・アクティブ・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ストラテジック・バリュア・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 野村 RAFI (R) 日本株投信 F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 フィデリティ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・日本バリュア株投信 F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 野村海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ノムラコロンビア米国株バリュア・ファンド F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 UBS 海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 MFS 欧州株ファンド F (適格機関投資家専用)

外国籍投資信託 NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株 FC

追加型証券投資信託 ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ノムラモンドリアン海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ノムラAMP 豪州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 LM・米国債券コア・プラス FC (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 アイエヌジー・欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)

外国籍投資信託 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC

外国籍投資信託 PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナル FC (JPY、ヘッジド)

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ - 米国債券 FC

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ - 欧州債券 FC

追加型証券投資信託 ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 JPM・USハイイールド・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド FC (適格機関投資家専用)

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンド FC

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンド FC

追加型証券投資信託 野村エマージング債券ファンド FC (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC (適格機関投資家専用)

外国籍投資信託 MFS インベストメント・ファンズ － 新興国現地通貨建債券ファンド FC

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券 FC

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券 FC

3. 別に定める海外市場休業日

約款第 12 条第 7 項、第 43 条第 1 項の「別に定める海外市場休業日」は次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休場の日

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券(投資信託の受益証券(投資法人の投資証券を含みます。))。以下同じ。)を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主として、世界の債券※を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

※国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(以下「ハイ・イールド債」)およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下「エマージング・マーケット債」)を含みます。

② 投資する投資信託証券で、世界の債券に実質的に投資する投資信託証券および世界の株式に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

③ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。))への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね25%程度となることを目途として、投資信託証券を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債(当該投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。))への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね30%~45%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。))の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

⑤ 指定投資信託証券は定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等(ファンド設定時以降に設定された投資信託(投資法人を含みます。))も含みます。)が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

⑥ 運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社に投資信託証券の運用の指図（指定投資信託証券の見直しを含む。）に関する権限を委託します。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ デリバティブの直接利用は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
マイストーリー分配型（年6回）Bコース
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金5,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については5,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口

単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、販売会社が独自に定めるものとします。

⑤ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、当該基準価額に販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑦ 第1項および第5項の規定にかかわらず、当該各項における取得申込日が別に定める海外市場休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するもの

とします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者（第23条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第24条、第25条、第30条、第31条および第33条について同じ。）は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 21 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 26 条において同じ。）、「第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 25 条および第 32 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第 22 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(運用の権限委託)

第 23 条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に掲げる権限を次の者に委託します。

- 委託する範囲 : 投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
委託先名称 : 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
委託先所在地 : 東京都中央区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬額は、別に定める信託（この信託を含みます。）の信託財産の平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）の合計額に次の率を乗じて得た額とし、当該各信託の信託約款の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成 17 年 7 月以降の毎年 1 月および 7 月における信託報酬支弁のときおよび信託契約終了のときに支払うものとします。

(平均純資産総額の合計額)	(率)
500 億円以下の部分	年 1 万分の 21
500 億円超の部分	年 1 万分の 22

③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の 100 分の 50 以上となる投資の指図をしません。

(公社債の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ

ます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(投資信託証券等の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、

信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から3月20日までおよび3月21日から5月20日までおよび5月21日から7月20日までおよび7月21日から9月20日までおよび9月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成17年7月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の76の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する

金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第43条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属し

ます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 42 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第 40 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 40 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 43 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める海外市場休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 50 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載

した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、

この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第44条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第

19 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 30 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 5 項および第 6 項ならびに第 23 条第 2 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 マイストーリー分配型 (年 6 回) A コース

追加型証券投資信託 マイストーリー分配型 (年 6 回) B コース

2. 別に定める投資信託証券

約款第 21 条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券 (振替受益権または振替投資口を含みます。) をいいます。

追加型証券投資信託 ノムラ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 リサーチ・アクティブ・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ストラテジック・バリュア・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 野村 RAFI (R) 日本株投信 F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 フィデリティ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・日本バリュア株投信 F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 野村海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ノムラコロンビア米国株バリュア・ファンド FB (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド FB (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン FB (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド FB (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 UBS 海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 MFS 欧州株ファンド FB (適格機関投資家専用)

外国籍投資信託 NFR&T マルチ・マネージャーズ・ファンドー米国株 FD

追加型証券投資信託 ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ノムラモンドリアン海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 ノムラAMP 豪州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 LM・米国債券コア・プラス FD (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 アイエヌジー・欧州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)

外国籍投資信託 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD

外国籍投資信託 PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナル FD (JPY)

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ - 米国債券 FD

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ - 欧州債券 FD

追加型証券投資信託 ノムラーコロンビア米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 JPM・USハイイールド・ボンド・ファンド FD (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド FD (適格機関投資家専用)

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンド FD

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－欧州ハイ・イールド・ボンド FD

追加型証券投資信託 野村エマージング債券ファンド FD (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FD (適格機関投資家専用)

外国籍投資信託 MFS インベストメント・ファンズ － 新興国現地通貨建債券ファンド FD

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券 FD

外国籍投資信託 ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国現地通貨建債券 FD

3. 別に定める海外市場休業日

約款第 12 条第 7 項、第 43 条第 1 項の「別に定める海外市場休業日」は次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休場の日